

第1章

ライフプランニングと 資金計画・リスク管理

基礎編

1 FPの職業倫理・関連法規・係数の活用

【問題1】(2019年5月 問1)

チェック欄

ファイナンシャル・プランニングを業として行ううえでの関連法規に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、本問における独占業務とは、当該資格を有している者のみが行うことができる業務であるものとし、各関連法規において別段の定めがある場合等は考慮しないものとする。

1. 社会保険労務士法により、他人の求めに応じて報酬を得て業として行う事務であって、労働社会保険諸法令に基づく「申請書等の作成、その提出に関する手続の代行」「申請等の代理」「年金受給額の試算」は、社会保険労務士の独占業務である。
2. 税理士法により、他人の求めに応じて業として行う「税務代理」「税務書類の作成」「税務相談」は、有償・無償を問わず、税理士の独占業務である。
3. 司法書士法により、不動産の権利に関する登記について、他人の依頼を受けて業として行う「登記に関する手続の代理」「法務局に提出する書類の作成」は、有償・無償を問わず、司法書士の独占業務である。
4. 不動産の鑑定評価に関する法律により、他人の求めに応じて報酬を得て業として行う「不動産の鑑定評価」は、不動産鑑定士の独占業務である。

【問題 1】 正解 1

1. **不適切** 「申請書等の作成、その提出に関する手続の代行」「申請等の代理」は、社会保険労務士の独占業務であるが、「年金受給額の試算」は社会保険労務士の独占業務ではない。
2. **適切** 他人の求めに応じて「税務代理」「税務書類の作成」「税務相談」を業として行うことは、有償・無償を問わず、税理士の独占業務である。
3. **適切** 他人の依頼を受けて「登記に関する手続の代理」「法務局に提出する書類の作成」を業として行うことは、有償・無償を問わず、司法書士の独占業務である。
4. **適切** 他人の求めに応じて報酬を得て「不動産の鑑定評価」を業として行うことは、不動産鑑定士の独占業務である。

【問題2】(2013年1月 問1)

チェック欄

ファイナンシャル・プランニングを行ううえでの関連法規に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 不利益となるべき事実を告げずにする保険契約の乗換行為は、保険業法における保険契約の締結または保険募集に関する禁止行為にあたる。
2. 個人情報の保護に関する法律での個人情報とは、生存する個人に関する情報に含まれている氏名、生年月日等により特定の個人を識別できるものをいう。
3. 弁護士法は、弁護士の資格を持たない者が、報酬を得る目的で訴訟事件を取り扱うこと等、法律事務の取扱いを業とすることを原則として禁止している。
4. 金融商品取引法は、金融商品取引業者として登録を受けていない者が投資助言・代理業を行うことは禁じているが、投資運用業を行うことは禁じていない。

【問題3】(2018年1月 問6)

チェック欄

3,000万円を年3%で複利運用しながら20年間、毎年120万円ずつ取り崩した場合、20年後に残っている金額として、次のうち最も適切なものはどれか。なお、取崩しは年1回であるものとし、下記の係数を使用して算出すること。また、税金や手数料等は考慮せず、計算結果は万円未満を四捨五入すること。

〈期間20年の各種係数〉

	終価係数	年金終価係数	資本回収係数
3%	1.8061	26.8704	0.0672

1. 1,084万円
2. 1,632万円
3. 2,193万円
4. 2,948万円

【問題2】 正解 4

1. **適切** 保険業法では、保険募集人が不利益となるべき事実を告げずにする保険契約の乗換行為は禁止されている。
2. **適切** 個人情報の保護に関する法律における個人情報とは、生存する個人に関する情報で、氏名、生年月日等により特定の個人を識別できるものをいう。
3. **適切** 弁護士の資格を持たない者が法律事務の取扱いを業とすることは、原則として禁止されている。
4. **不適切** 金融商品取引業者のうち投資運用業者として登録を受けている者でなければ、投資運用業を行うことはできない。

【問題3】 正解 3

$$(3,000万円 - 120万円 \div 0.0672 \text{ (資本回収係数)}) \times 1.8061 \text{ (終価係数)} \\ \approx 2,193.12 \dots \rightarrow \mathbf{2,193万円}$$

3%で複利運用しながら20年間、毎年120万円ずつ取り崩す場合の現在価値は120万円に「年金現価係数」を乗じて計算できるが、当該係数が与えられていないため、年金現価係数の**逆数**である「資本回数係数」で**除して**求めることができる。

3,000万円との差額は、3%で20年間複利運用されることから「終価係数」を乗じて計算する。

【問題4】 (2019年9月 問1)

チェック欄

Aさん(45歳)は、65歳から15年間にわたって毎年500千円を受け取るために、65歳までの20年間、年金原資を毎年均等に積み立てることを考えている。この場合、45歳から65歳までの20年間の毎年の積立額として、次のうち最も適切なものはどれか。

なお、積立期間および取崩期間中の運用利回り(複利)は年2%とし、積立ておよび取崩しは年1回行うものとする。また、下記の係数表を利用して算出し、計算結果は千円未満を切り捨て、手数料や税金等は考慮しないものとする。

〈年2%の各種係数〉

	終価係数	現価係数	年金終価係数	減債基金係数	年金現価係数	資本回収係数
5年	1.1041	0.9057	5.2040	0.1922	4.7135	0.2122
10年	1.2190	0.8203	10.9497	0.0913	8.9826	0.1113
15年	1.3459	0.7430	17.2934	0.0578	12.8493	0.0778
20年	1.4859	0.6730	24.2974	0.0412	16.3514	0.0612
25年	1.6406	0.6095	32.0303	0.0312	19.5235	0.0512

1. 226千円
2. 250千円
3. 264千円
4. 269千円

【問題4】 正解 3

- ・ 65歳時の年金原資

$$500\text{千円} \times 12.8493 \text{ (年金現価係数)} = 6,424,650\text{円}$$

- ・ この金額を得るために20年間、毎年積み立てる金額

$$6,424,650\text{円} \times 0.0412 \text{ (減債基金係数)} = 264,695.58\text{円} \rightarrow \mathbf{264\text{千円}} \text{ (千円未満切捨て)}$$

2 フラット35と教育資金

【問題1】(2020年1月 問6)

チェック欄

フラット35の一般的な商品性に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. フラット35の対象となる住宅は、申込者本人またはその親族が居住するためのもので、住宅金融支援機構が定めた技術基準に適合し、かつ、建設費または購入価額が1億円以下のものとされている。
2. フラット35の融資額は100万円以上8,000万円以下（1万円単位）であり、同一の取扱金融機関において、融資率が9割を超える場合の融資金利は、融資率が9割以下の場合の融資金利よりも高く設定されている。
3. フラット35の返済方法は元利均等毎月払いまたは元金均等毎月払いであり、6か月ごとのボーナス払いを併用する場合は、ボーナス払い部分の金額が融資額の40%以内（1万円単位）でなければならない。
4. フラット35の一部繰上げ返済を返済先の金融機関の窓口で行う場合は、返済1カ月前までに当該金融機関に繰上げ返済の申出を行う必要があり、繰上返済手数料は不要で、返済することができる額は100万円以上とされている。

【問題2】(2017年9月 問6改題)

チェック欄

フラット35に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 戸建て住宅を取得する際にフラット35を利用するためには、当該住宅について、床面積および敷地面積がいずれも70㎡以上であり、かつ、独立行政法人住宅金融支援機構が定めた技術基準に適合している必要がある。
2. 省エネルギー性や耐震性などの技術基準に適合した新築住宅を購入する際にフラット35を利用する者は、フラット35リノベを利用することにより、返済当初5年間または10年間のフラット35の借入金利を年0.5%引き下げることができる。
3. フラット35を利用している者がフラット35借換融資に借り換える場合、対象となる住宅および敷地に設定された抵当権の抵当権者および順位に変更が生じないため、抵当権の抹消および設定の手続を省略することができる。
4. 認定長期優良住宅を新築する際に金利引継特約付きフラット35を利用した者が当該住宅を売却する場合、購入者が同意し、かつ、独立行政法人住宅金融支援機構が認めれば、売却時のフラット35の残債務を購入者に引き継がせることができる。

【問題 1】 正解 1

1. **不適切** 2019年10月以降の借入申込分より、建設費または購入価額が1億円以下という上限がなくなった。
2. **適切**
3. **適切**
4. **適切**

【問題 2】 正解 4

1. **不適切** フラット35の申込条件には、敷地面積の要件はない。
2. **不適切** フラット35リノベは、中古住宅を購入する際にリノベーションを実施した中古住宅購入時に利用できる「買取再販タイプ」と中古住宅を購入して一定のリフォームを行う際に利用できる「リフォーム一体タイプ」がある。新築住宅には利用できない。
3. **不適切** フラット35借換融資を利用する場合、住宅金融支援機構を抵当権とする第1順位の抵当権を設定する必要がある。フラット35や住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫を含む）の住宅ローンを返済中であっても、あらためて、フラット35借換融資のために抵当権を設定しなければならない。
4. **適切** 金利引継特約付きフラット35とは、認定長期優良住宅を売却する時に、購入者へ債務を引き継がせることができる住宅ローンである。

【問題3】 (2020年9月 問7)チェック欄

国が日本政策金融公庫を通じて行う「教育一般貸付（国の教育ローン）」に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 資金使途は、入学金や授業料などの学校に直接支払う費用に限定されており、在学のための下宿費用や通学費用などに充当することはできない。
2. 融資限度額は、原則として学生・生徒1人につき350万円であるが、自宅外通学や大学院の資金として利用する場合は450万円となる。
3. 返済期間は、原則として最長15年であるが、扶養する子の人数が3人以上で世帯年収が500万円以下である場合には最長20年となる。
4. 公益財団法人教育資金融資保証基金の保証を利用する場合、保証依頼書を提出する際、融資額や返済期間に応じた保証料を一括して支払う必要がある。

【問題3】 正解 2

1. **不適切** 資金使途は、学校納付金、受験費用、住居費、教科書代、教材費、パソコン購入費、通学費用、学生の国民年金保険料など幅広く認められている。
2. **適切** 融資限度額は、原則として、学生・生徒1人につき350万円以内である。また、3カ月以内の海外留学資金に限り450万円以内となっていたが、2020年度より、自宅外通学、修業年限5年以上の大学（昼間部）、大学院の資金として利用する場合も450万円以内に拡充された。
3. **不適切** 返済期間は、原則として最長15年であるが、交通遺児家庭、母子家庭、父子家庭、世帯年収200万円以内の家庭、扶養する子の人数が3人以上かつ世帯年収500万円以内の家庭では、最長18年となる。
4. **不適切** 公益財団法人教育資金融資保証基金の保証を利用する場合、融資額や返済期間に応じた保証料は融資金から一括して差し引かれる。

3 中小企業の資金調達

【問題1】(2016年9月 問8)

チェック欄

中小企業倒産防止共済制度（経営セーフティ共済）に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 中小企業倒産防止共済制度は、中小企業者の取引先事業者が倒産した場合に、自らが連鎖倒産や著しい経営難に陥るなどの事態を防止するための共済制度であり、独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営している。
2. 掛金月額は、5,000円から20万円までの範囲で5,000円刻みで選択することができ、掛金総額が800万円に達するまで積み立てることができる。
3. 共済契約者の取引先事業者が倒産し、売掛金債権や前渡金返還請求権の回収が困難となった場合、所定の要件を満たせば、積み立てた掛金総額の10倍相当額または回収困難となった当該被害額のいずれか少ない額の範囲内で貸付けを受けることができる。
4. 共済契約者はいつでも共済契約を解約することができ、共済契約が解約された時点において掛金納付月数が40カ月以上である場合、解約手当金の額が掛金総額を上回る。

【問題2】(2019年1月 問8改題)

チェック欄

信用保証協会のセーフティネット保証制度に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. セーフティネット保証を利用するためには、原則として、事業所の所在地の市町村または特別区に申請し、中小企業信用保険法に基づく認定を受ける必要がある。
2. セーフティネット保証5号の対象は、指定業種に属する事業を行っており、最近3カ月間の売上高等が前年同期比10%以上減少している中小企業者とされている。
3. 経営安定関連保証と危機関連保証を併用する場合、それぞれに対して、一般保証とは別枠の保証限度額が付与される。
4. 無担保かつ無保証人の保証限度額は、2018年4月1日貸付実行分から、一般保証と別枠保証のいずれも2,000万円とされている。

【問題 1】 正解 4

- 1. 適切** 中小企業倒産防止共済制度（経営セーフティ共済）は、小規模企業共済とともに独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施している共済制度である。
- 2. 適切** なお、払い込んだ掛金は、法人の場合は損金、個人の場合は必要経費に、それぞれ算入できる。
- 3. 適切** なお、貸付額は50万円から8,000万円まで（5万円単位）であり、返済期間は貸付額に応じて以下のとおりである。

貸付額		返済期間 (据置期間6カ月含む)
5,000万円未満		5年
5,000万円以上	6,500万円未満	6年
6,500万円以上	8,000万円以下	7年

- 4. 不適切** 共済契約が解約されたとき、掛金納付月数が12カ月以上の場合、解約手当金が支払われる。解約手当金の額は掛金納付月数により異なるが、掛金総額を上回ることはない。なお、解約手当金の額と掛金総額との関係は、以下のとおりである。

掛金納付月数	解約手当金（任意解約） (掛金総額に対する割合)
1カ月 ～ 11カ月	0%
12カ月 ～ 23カ月	80%
24カ月 ～ 29カ月	85%
30カ月 ～ 35カ月	90%
36カ月 ～ 39カ月	95%
40カ月以上	100%

【問題 2】 正解 2

- 1. 適切**
- 2. 不適切** セーフティネット保証5号の対象は、指定業種に属する事業を行っており、最近3カ月間の売上高等が前年同期比5%以上減少している中小企業者とされている。
- 3. 適切**
- 4. 適切**

【問題3】 (2015年1月 問8)チェック欄

中小企業の資金調達に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 信用保証協会保証付融資（マル保融資）の対象となる企業は、建設業の場合、資本金3億円以下または常時使用する従業員数300人以下のいずれかを満たす必要がある。
2. 信用保証協会保証付融資（マル保融資）の一般保証限度額は、普通保証1億円と無担保保証8,000万円を合わせた1億8,000万円である。
3. 日本政策金融公庫の中小企業経営力強化資金（中小企業事業）は、自ら事業計画の策定を行い、認定経営革新等支援機関の指導や助言を受けている中小企業者に対して、事業計画の実施のために必要とする設備資金および長期運転資金を融資する制度である。
4. ABL（動産・債権担保融資）は、企業の保有する債権や在庫・機械設備等の動産を担保として資金調達する方法であり、担保の対象となる債権には、売掛債権のほか、診療報酬債権や工事請負代金債権などがある。

【問題3】 正解 2

1. **適切** 信用保証協会保証付融資（マル保融資）の対象となる企業は、資本金または常時使用する従業員のいずれか一方が、以下に該当する企業である。

業種	資本金	従業員数
製造業など（建設業・運送業・不動産業を含む）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業・飲食業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
ソフトウェア業／情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
医業を主たる事業とする法人	—	300人以下

2. **不適切** 信用保証協会保証付融資（マル保融資）の一般保証限度額は、**普通保証2億円と無担保保証8,000万円を合わせた2億8,000万円**である。
3. **適切**
4. **適切** ABL（動産・債権担保融資）は、企業の保有する債権や動産を担保として資金調達する方法であり、担保となる債権には、売掛債権、診療報酬債権、工事請負債権などがある。また、担保となる動産には、商品、在庫、機械設備、農畜産物などがある。

4 リスクマネジメントと保険制度

【問題1】(2017年9月 問9改題)

チェック欄

生命保険募集人の募集行為に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 金融庁の「銀行等による保険募集に係る弊害防止措置」によれば、生命保険募集人である金融機関の職員は、当該金融機関の事業性資金の融資先に対しては、保険の種類を問わず、生命保険の募集を行ってはならないとされている。
2. 金融庁の「保険会社向けの総合的な監督指針」によれば、契約見込客の情報を保険会社または保険募集人に提供する行為は、保険商品の推奨や説明を行わず、保険会社等から報酬を得ていなかったとしても、保険募集行為に該当するとされている。
3. 保険募集人として登録されていない者が、保険契約の締結の代理または媒介を行った場合、保険業法により、1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金に処され、またはこれらが併科される。
4. 2016年10月1日以降、保険募集代理店である金融機関の職員が外貨建て保険や変額保険等の特定保険契約を金融機関の窓口で販売する場合、保険業法により、当該金融機関が保険会社から受け取る販売手数料を顧客に開示することが義務付けられている。

【問題2】(2015年1月 問9)

チェック欄

損害保険の募集行為等に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. コールセンターのオペレーターが行う、事務手続についての説明行為は、損害保険募集人の登録をしていない者でも行うことができる。
2. 保険契約の契約条項のうち重要な事項は、「契約概要」と「注意喚起情報」に分類して告げることとされている。
3. 保険法では、一部の事業リスクに係る保険契約を除いて、すべての保険契約を対象に、保険法の規定よりも保険契約者等に不利な内容の約款の定めは無効とする片面的強行規定が設けられている。
4. 保険期間1年の火災保険契約の場合、申込者（保険契約者）が個人であるときは、クーリング・オフ制度により、保険契約の申込みの撤回等を行うことができる。

【問題 1】 正解 3

1. **不適切** 金融機関の事業性資金の融資先に対して、一時払終身保険や一時払養老保険など一定の保険商品については、生命保険募集人である金融機関の職員が保険募集を行ってもよい。
2. **不適切** 「保険会社向けの総合的な監督指針」によれば、契約見込客の情報を保険会社または保険募集人に提供する行為は募集関連行為とされているが、保険商品の推奨や説明を行わず、保険会社等から報酬を得ていない場合、保険募集行為に該当しない。
3. **適切**
4. **不適切** 保険業法には、金融機関が保険会社から受け取る販売手数料を顧客に開示する義務は規定されていない。ただし、各金融機関は、金融商品取引法の一部が準用される特定保険契約について、金融商品の勧誘方針に基づき情報開示に努めている。

【問題 2】 正解 4

1. **適切** 次の行為のみを行う場合は、保険募集人の登録は不要である。
 - ・保険募集人の指示を受けて行う、商品案内チラシの単なる配布
 - ・コールセンターのオペレーターが行う、事務的な連絡の受け付けや事務手続等についての説明行為
 - ・金融商品説明会における、一般的な保険商品の仕組み、活用法等についての説明
2. **適切** 保険契約の契約条項のうち重要な事項は、「契約概要」と「注意喚起情報」に分類し、告げなければならない。
3. **適切** 保険法では、一部の事業リスクに係る保険契約を除いて、保険法の規定よりも保険契約者等に不利な内容の約款の定めは無効とする片面的強行規定が設けられている。
4. **不適切** 保険期間が1年以内の契約は、個人契約であってもクーリング・オフ制度が適用されないため、保険契約の申込みの撤回等を行うことはできない。

【問題3】 (2020年9月 問9)

チェック欄

保険業法に定める保険契約の申込みの撤回等（クーリング・オフ制度）に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、各選択肢において、ほかに必要とされる要件等はすべて満たしているものとする。

1. 個人が、生命保険契約の申込みの場所として自らの居宅を指定し、保険募集人の訪問を受けて、当該居宅内において申込みをした場合、その者は、クーリング・オフ制度により保険契約の申込みの撤回等を行うことはできない。
2. 個人が、既に参加している生命保険契約の保険金額を増額した場合、その者は、一定期間内であれば、クーリング・オフ制度により保険金額の増額の申込みの撤回等を行うことができる。
3. 個人が、既に参加している生命保険契約を転換して新たな生命保険契約を締結した場合、その者は、一定期間内であれば、クーリング・オフ制度により転換による保険契約の申込みの撤回等を行うことができる。
4. 法人が、契約者（＝保険料負担者）かつ保険金受取人を法人、被保険者を役員とする保険期間30年の生命保険契約の申込みをした場合、その法人は、一定期間内であれば、クーリング・オフ制度により保険契約の申込みの撤回等を行うことができる。

【問題4】 (2016年9月 問13改題)

チェック欄

乗合代理店（複数の保険会社の保険商品を販売する代理店）の保険募集時の留意点等に関する次の記述のうち、2014年5月に成立・公布された「保険業法等の一部を改正する法律」に照らし、最も不適切なものはどれか。

1. 乗合代理店は、顧客に対し、複数の保険会社の商品を提案し、契約内容を実質的に比較する場合は、顧客自身の意向に沿った商品を選択できるように、提案するすべての商品の比較事項を偏りなく説明しなければならない。
2. 乗合代理店は、顧客に対し、取扱商品のなかから特定の保険会社の商品を推奨販売する場合、推奨した商品をどのように選別したのか、その理由を説明しなければならない。
3. 乗合代理店は、顧客が特定の保険会社や特定の保険商品を指定した場合には、当該保険契約の締結にあたって、当該顧客の意向把握・意向確認や推奨販売に関する説明を省略することができる。
4. 所属生命保険会社が15社以上である乗合代理店は、事業年度ごとに事業報告書を作成し、毎事業年度経過後3カ月以内に内閣総理大臣に提出しなければならない。

【問題3】 正解 3

1. **不適切** 申込者が自ら指定した場所で申込をした場合、原則として、クーリング・オフ制度は適用されないが、指定した場所が保険会社等の営業所や自宅の場合は、クーリング・オフ制度が適用される。
2. **不適切** 既契約の特約の中途付加、更新、保険金額の中途増額については、クーリング・オフ制度は適用されない。
3. **適切**
4. **不適切** 法人が契約者である場合、クーリング・オフ制度は適用されない。

【問題4】 正解 3

1. **適切** 顧客自身が意向に沿う商品を選択するために、乗合代理店は、比較可能な商品の概要を明示し、顧客の求めに応じて商品内容を説明しなければならない。
2. **適切** 顧客に対し、特定の商品を提示・推奨する場合、提示・推奨理由を分かりやすく説明しなければならない。特に、顧客の意向に合致している商品の中から、保険募集人の判断により絞り込みを行った場合には、商品特性や保険料水準などの客観的な基準や理由等についての説明も必要である。
3. **不適切** 顧客が特定の保険会社等を指定した場合は、意向把握・意向確認や推奨販売に関する説明を省略することはできない。
4. **適切** 所属する保険会社が15社以上、または、事業年度中の手数料収入等の合計額が10億円以上（専属代理店を除く）の乗合代理店は「規模が大きい特定保険募集人」とされ、以下の2つの義務が課されている。
 - ① 帳簿書類の備付け
事務所ごとに業務に関する帳簿書類を備え、保険契約者ごとに保険契約の締結の年月日その他の必要事項を記載し、保険契約の締結の日から5年間保存しなければならない。
 - ② 事業報告書の提出
事業年度ごとに事業報告書を作成し、毎事業年度経過後3カ月以内に内閣総理大臣に提出しなければならない。

【問題5】(2018年1月 問9改題)

チェック欄

生命保険契約者保護機構に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 国内で事業を行う少額短期保険業者は、保険業法の規制の対象となるが、生命保険契約者保護機構の会員ではないため、その補償の対象とならない。
2. 特別勘定を設けなければならない保険契約のうち、運用結果に基づき支払われる保険金等のすべてについて最低保証の付されていない保険契約（運用実績連動型保険契約）において、当該特別勘定に係る部分については、補償対象契約から除外される。
3. 高予定利率契約とは、生命保険会社の破綻時に過去5年間で常に予定利率が5%を超えていた保険契約をいい、補償対象契約のうち高予定利率契約に該当する保険契約の責任準備金等の補償率は、90%から補償控除率を減じた率とされる。
4. 2022年3月末までに生命保険会社が破綻した場合で、会員の拠出する負担金等で資金援助等の対応ができないときには、国会審議を経て、国から生命保険契約者保護機構に対して補助金を交付することが可能とされている。

【問題6】(2013年1月 問9改題)

チェック欄

生命保険契約者保護機構（以下、「保護機構」という）の会員である生命保険会社が破綻した場合の契約者保護に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 生命保険会社が破綻し、生命保険会社各社の負担金だけで資金援助等の対応ができない場合、国会審議を経て、国から保護機構に対して補助金を交付することが可能とされていた時限措置は、2017年3月末で終了となった。
2. 救済保険会社が現れなかった場合、破綻保険会社の保険契約は、保護機構が設立する子会社（承継保険会社）に承継されるか、もしくは保護機構自らが引き受けることにより、破綻後も継続することができる。
3. 生命保険会社が破綻した場合、養老保険等の貯蓄性の高い保険は、定期保険等の保障性の高い保険と比べて、責任準備金等の削減や、予定利率の引下げの影響が小さく、一般に保険金額の減少幅も小さくなる傾向がある。
4. 旧日本郵政公社の簡易生命保険契約や、かんぽ生命保険の生命保険契約は、保護機構の補償対象とならない。

【問題5】 正解 3

1. 適切
2. 適切
3. 不適切 高予定利率契約とは、破綻時に過去5年間で常に予定利率が3%（現在の基準利率）を超えていた保険契約をいう。
4. 適切

【問題6】 正解 2

1. 不適切 2022年3月末までに生命保険会社が破綻した場合で、生命保険会社各社の負担金だけで資金援助等の対応ができない場合には、国会審議を経て、国から保護機構に対して補助金を交付することが可能とされている。
2. 適切
3. 不適切 生命保険会社が破綻した場合、養老保険等の貯蓄性の高い保険は、定期保険等の保障性の高い保険と比べて、責任準備金等の削減や、予定利率の引下げの影響が大きく、一般に保険金額の減少幅も大きくなる傾向がある。
4. 不適切 旧日本郵政公社の簡易生命保険契約は、生命保険契約者保護機構の補償対象とはならず、政府保証が継続する。かんぽ生命保険の生命保険契約は、生命保険契約者保護機構の補償対象となる。

【問題7】 (2019年1月 問9)

チェック欄

生命保険会社の健全性・収益性に関する指標等に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 保有契約高は、保険会社が保障する金額の総合計額であり、個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資の額と年金支払開始後契約の責任準備金の額の合計額となる。
2. 基礎利益は、保険会社の基礎的な期間損益の状況を表す指標であり、経常利益から有価証券売却損益などの「キャピタル損益」と危険準備金繰入額などの「臨時損益」を除いて算出される。
3. ソルベンシー・マージン比率は、保険会社が有する保険金等の支払余力を表す指標であり、内部留保や有価証券含み損益などの合計である「ソルベンシー・マージン総額」を保険リスクや予定利率リスクなどを数値化した「リスクの合計額」の2倍相当額で除して算出される。
4. EV (エンベディッド・バリュー) は、保険会社の企業価値を表す指標であり、貸借対照表などから計算される「修正純資産」と保有契約に基づき計算される「保有契約価値」を合計して算出される。

【問題7】 正解 3

1. 適切
2. 適切
3. 不適切 ソルベンシー・マージン比率は、「ソルベンシー・マージン総額」を「リスクの合計額」の2分の1相当額で除して算出される。
4. 適切

【問題8】 (2018年1月 問10)チェック欄

保険法に関する次の記述のうち、適切なものはいくつあるか。

- (a) 保険法は、保険契約と同等の内容を有する共済契約についても適用対象となる。
- (b) 保険契約者または被保険者になる者は、生命保険契約の締結に際し、保険事故の発生の可能性に関する重要な事項について、自発的に判断して保険者に対して申告しなければならないとされている。
- (c) 保険金受取人が保険金を請求する権利および保険契約者が保険料の返還を請求する権利は、時効により5年で消滅するとされている。
- (d) 保険金受取人は、保険契約者と信頼関係が損なわれるような重大な事由が生じた場合や親族関係が終了した場合に、保険契約者に対し、その保険契約を解除することを請求することができるかとされている。

- 1. 1つ
- 2. 2つ
- 3. 3つ
- 4. 0 (なし)

【問題9】 (2017年1月 問9)チェック欄

保険法に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1. 保険契約者または被保険者になる者は、生命保険契約の締結に際し、保険事故の発生の可能性に関する重要な事項のうち保険者になる者が告知を求めたものについて、事実の告知をしなければならないとされている。
- 2. 保険金受取人が保険金を請求する権利および保険契約者が保険料の返還を請求する権利は、時効により2年で消滅するとされている。
- 3. 生命保険契約の保険契約者は、被保険者の同意を得て、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができるかとされている。
- 4. 保険法の規定は、原則として同法施行日以後に締結された保険契約に適用されるが、重大事由による解除に関する規定は、同法施行日より前に締結された保険契約にも適用される。

【問題8】 正解 1

(a) 適切

(b) 不適切 保険法では、保険契約者または被保険者になる者は、保険契約の締結に際し、保険者が告知を求めたものについて事実の告知をしなければならない質問応答義務とされており、自発的に判断して保険者に対して申告する必要はない。

(c) 不適切 保険金受取人が保険金を請求する権利および保険契約者が保険料の返還を請求することができる権利は、時効により**3年**で消滅することとされている。

(d) 不適切 **被保険者**は、保険契約者と信頼関係が損なわれるような重大な事由が生じた場合や親族関係が終了した場合に、保険契約者に対し、その保険契約を解除することを請求することができる。とされている。

したがって、適切なものは1つであり、正解は**1**となる。

【問題9】 正解 2

1. 適切 保険契約者または被保険者は、生命保険契約の締結に際し、保険事故の発生の可能性に関する重要な事項のうち保険者になる者が告知を求めたものについて、事実の告知をしなければならない。

2. 不適切 保険法によれば、保険金受取人が保険金を請求する権利および保険契約者が保険料の返還を請求する権利は、時効により**3年**で消滅することとされている。

3. 適切 保険契約者は、被保険者の同意を得て、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができる。

4. 適切 重大事由による解除に関する規定は、保険法施行日前に締結された保険契約にも適用される。

【問題10】 (2012年9月 問10)チェック欄

保険法および保険業法に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 保険法は、保険契約に関する一般的なルールを定めた法律で、保険契約の締結から終了までの間における、保険契約における関係者の権利義務等を定めている。
2. 保険業法は、保険業の公共性にかんがみ、保険業を行う者の業務の健全かつ適切な運営および保険募集の公正を確保することにより、保険契約者等の保護を図り、もって国民生活の安定および国民経済の健全な発展に資することを目的とする。
3. 保険法によれば、保険金受取人が保険金を請求する権利または保険契約者が保険料の返還を請求する権利は、時効により2年で消滅する。
4. 保険法には、質権者・差押債権者・破産管財人など、当事者以外の解除権者による解除（解約）請求に対し、保険金受取人が一定要件のもと、保険契約を存続させることができる介入権制度が設けられている。

【問題10】 正解 3

1. 適切

2. 適切

3. 不適切 保険法によれば、保険金受取人が保険金を請求する権利および保険契約者が保険料の返還を請求する権利は、時効により**3年**で消滅する。

4. 適切

5 生命保険とルール

【問題1】(2010年9月 問12)

チェック欄

生命保険契約における保険金の減額、延長（定期）保険、払済保険に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 延長（定期）保険は、保険料の払込みを中止し、その時点での解約返戻金をもとに元の保険金額と同額の定期保険に変更するもので、一般に、変更後の保険期間は、元の保険期間より短くなる。
2. 既加入保険を払済保険に変更する場合、付加している各種特約は消滅するが、一般に、リビング・ニーズ特約は継続される。
3. 「個人年金保険料税制適格特約」を付加した個人年金保険は、一般に、契約後15年間は払済年金保険に変更することができない。
4. 「個人年金保険料税制適格特約」を付加した個人年金保険の基本年金額を減額する場合、一般に、減額時に減額した基本年金額に相当する解約返戻金を受け取ることはできないが、この場合の解約返戻金相当部分は、将来、受け取る年金として積み立てられる。

【問題2】(2021年1月 問10)

チェック欄

生命保険契約の各種手続等に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 被保険者が死亡し、死亡保険金受取人が死亡保険金の請求をした場合、一般に、保険会社に請求書類が到着した日の翌日から10営業日以内に死亡保険金が支払われることとされている。
2. 加入している終身保険について、保険料の払込みを中止し、払済終身保険に変更した場合、一般に、払済終身保険の予定利率には変更前の終身保険の予定利率が引き継がれる。
3. 失効した生命保険契約の復活手続を行う場合、一般に、復活後の保険料は復活時の保険料率で再計算され、当該保険料率により算出された失効期間中の保険料総額を一括して払い込む必要がある。
4. 契約者貸付は、一般に、契約者が加入している生命保険契約の利用時点の解約返戻金額を限度として保険会社から貸付を受けることができるものであり、その返済前に保険金の支払事由が生じた場合、保険金から貸付金の元利合計額が差し引かれる。

【問題1】 正解 3

1. **適切** 延長（定期）保険に変更後の保険期間は、一般に元の保険期間より短くなる。なお、解約返戻金が多く、元の保険期間を超える場合には元の保険期間とし、満了日に生存保険金が支払われる。
2. **適切** 払済保険に変更する場合、各種特約は消滅するが、リビング・ニーズ特約は継続するのが一般的である。
3. **不適切** 「個人年金保険料税制適格特約」を付加した個人年金保険は、一般に、契約後10年間は払済年金保険に変更できない。
4. **適切** 「個人年金保険料税制適格特約」を付加した個人年金保険の基本年金額を減額する場合、解約返戻金を受け取ることはできず、年金開始日まで積み立てられる。

【問題2】 正解 2

1. **不適切** 被保険者が死亡し、死亡保険金受取人が死亡保険金の請求をした場合、一般に、保険会社に請求書類が到着した日の翌日から5営業日以内に死亡保険金が支払われることとされている。
2. **適切** 払済保険に変更する場合、一般に、払済保険の予定利率には変更前の保険の予定利率が引き継がれる。
3. **不適切** 失効した生命保険契約の復活手続を行う場合、一般に、復活後の保険料は失効時の保険料率で再計算され、当該保険料率により算出された失効期間中の保険料総額を一括して払い込む必要がある。
4. **不適切** 契約者貸付は、一般に、契約者が加入している生命保険契約の利用時点の解約返戻金額の所定の範囲内（保険会社や保険種類で異なる）を限度として保険会社から貸付を受けることができるものであり、その返済前に保険金の支払事由が生じた場合、保険金から貸付金の元利合計額が差し引かれる。

【問題3】 (2015年9月 問10改題)

チェック欄

生命保険契約の各種手続等に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。
 なお、各選択肢の手続において、ほかに必要とされる要件等はすべて満たしているものとする。

1. 個人年金保険料税制適格特約が付加された個人年金保険は、契約日から10年間は払済年金保険に変更することができない。
2. 2020年6月に締結した生命保険契約で保険料の払込方法が年払いの場合に、解約により保険契約が消滅したときは、原則として、まだ経過していない月分の保険料相当額が返還される。
3. 失効した生命保険契約の復活手続を行う場合、復活後の保険料は復活時の保険料率で再計算され、当該保険料率により算出された失効期間中の保険料総額を一括して払い込む必要がある。
4. 契約者と被保険者が異なる生命保険契約において死亡保険金受取人を変更する場合、契約者は被保険者の同意を得る必要がある。

【問題4】 (2019年5月 問10)

チェック欄

生命保険契約の各種手続等に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 契約者は、加入している生命保険契約の解約返戻金相当額まで保険会社から貸付を受けることができ、その返済前に保険金の支払事由が生じた場合、保険金から貸付金の元利合計額が差し引かれる。
2. 生命保険契約の締結時に夫婦であった契約者と被保険者が契約締結後に離婚した場合、被保険者は、保険法の規定に基づき、保険会社に対し、当該保険契約の解除を請求することができる。
3. 個人年金保険料税制適格特約が付加された個人年金保険は、契約日から10年以内に払済年金保険に変更することや、年金受取人を変更することはできない。
4. 被保険者が死亡し、死亡保険金受取人が死亡保険金の請求をした場合、通常、保険会社に請求書類が到着した日の翌日から10営業日以内に死亡保険金が支払われることとされている。

【問題3】 正解 3

1. **適切** 個人年金保険料税制適格特約が付加された個人年金保険は、契約日から10年間は、払済年金保険に変更できない。
2. **適切** 約款の定めにより、保険料の払込方法が年払いの場合、多くは途中解約により保険契約が消滅したときは、未経過の月分の保険料相当額が返還される。
3. **不適切** 失効した保険契約を復活した後の保険料は、失効時の保険料率により計算され、失効期間中の保険料総額を一括して払い込む必要がある。
4. **適切** 保険法により、死亡保険金受取人を変更する場合、被保険者の同意が必要となる。

【問題4】 正解 3

1. **不適切** 契約者貸付を受けられる金額は、契約している生命保険の解約返戻金の一定範囲内であり、解約返戻金相当額まで貸付を受けることはできない。
2. **不適切** 被保険者は契約者に対して当該保険契約を解除するよう請求することができるが、保険会社に対しては、当該保険契約の解除を請求することはできない。
3. **適切** 契約後10年以内に払済年金保険へ変更するなど、個人年金保険料税制適格特約の要件を満たさなくなるような契約内容の変更はできない。
4. **不適切** 通常、保険会社に請求書類が到着した日の翌日から5営業日以内に死亡保険金が支払われることとされている。

6 生命保険・共済の商品

【問題1】(2020年9月 問11)

チェック欄

金融機関の住宅ローンを利用する際に加入する団体信用生命保険の一般的な商品性等に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 団体信用生命保険は、契約者および被保険者を債務者である住宅ローン利用者、保険金受取人を債権者である金融機関とする生命保険である。
2. 団体信用生命保険の保険料は、被保険者の契約時の年齢、性別および債務残高に応じて算出される。
3. 三大疾病保障特約付団体信用生命保険の保険料については、三大疾病保障特約部分の保険料も含めて、住宅ローン利用者の生命保険料控除の対象とならない。
4. 被保険者の死亡時、団体信用生命保険から支払われる保険金は相続税の課税対象となり、相続開始時における債務残高は債務控除の対象となる。

【問題2】(2020年1月 問10)

チェック欄

総合福祉団体定期保険の一般的な特徴に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 総合福祉団体定期保険は、従業員の遺族の生活保障を主たる目的とした保険であり、従業員に加えて法人の役員を被保険者とすることはできない。
2. 総合福祉団体定期保険の加入の申込みの際には、被保険者になることについての加入予定者の同意および保険約款に基づく告知が必要となる。
3. 総合福祉団体定期保険の保険期間は、1年から5年の範囲内で、被保険者ごとに設定することができる。
4. ヒューマン・ヴァリュー特約は、福利厚生規程に従って支給される見舞金等の財源を確保するための特約であり、被保険者が不慮の事故によって身体に障害を受けた場合や傷害の治療を目的として入院した場合に所定の給付金が支払われる。

【問題 1】 正解 3

1. **不適切** 団体信用生命保険は、債務者である住宅ローン利用者が被保険者、債権者である金融機関が契約者および保険金受取人となる生命保険である。
2. **不適切** 団体信用生命保険の保険料は、被保険者の年齢、性別にかかわらず、債務残高に応じて算出される。一般に、民間の住宅ローンでは、当該保険料は金利に含まれ不要とされている。
3. **適切** 生命保険料控除は、保険金受取人のすべてが自己または配偶者その他の親族となっている必要がある。団体信用生命保険の契約形態において、受取人は債権者である金融機関であるため、団体信用生命保険の保険料は生命保険料控除の対象とならない。
4. **不適切** 保険金受取人は債権者である金融機関であるため、相続税の課税対象とならない。また、保険金により住宅ローン残高が相殺されるため、相続開始時における債務残高は債務控除の対象とならない。

【問題 2】 正解 2

1. **不適切** 法人の役員を被保険者とすることができる。
2. **適切**
3. **不適切** 保険期間は1年である。
4. **不適切** ヒューマン・ヴァリユー（バリユー）特約は、従業員等の死亡により発生する企業の経済的損失の保障を目的とした特約であり、被保険者が死亡した場合に企業に保険金が支払われる。

【問題3】(2019年1月 問10)

チェック欄

各種生命保険の一般的な商品性に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 特約組立型保険は、加入者の契約時年齢に応じて決定される主契約の死亡保障に対し、医療保障、障害保障、介護保障、生存保障などに係る特約を加入者が任意に組み合わせて付加することができる保険である。
2. 就業不能保険は、被保険者について所定の傷病による入院や在宅療養が一定日数以上継続して就業不能状態と判断された場合に、所定の給付金が支払われる保険であるが、精神疾患による就業不能を保障するものはない。
3. トンチン性を高めた個人年金保険は、生存保障を重視した保険であり、被保険者が年金支払開始前に死亡した場合は、一般に、死亡に係る一時金の額が払込保険料総額を下回る。
4. 市場価格調整（MVA）機能を有する変額個人年金保険は、市場金利に応じた運用資産の価格変動が解約返戻金額等に反映され、一般に、解約時の市場金利が契約時と比較して上昇した場合には解約返戻金額は増加する。

【問題4】(2020年1月 問9改題)

チェック欄

各種共済に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 全国労働者共済生活協同組合連合会（全労済）が実施するこくみん共済の総合保障タイプは、加入者の性別および加入時の年齢に応じて月々の掛金が設定されている。
2. JA共済の建物更生共済は、火災のほか、台風や地震などの自然災害による損害も保障の対象となり、保障期間満了時には満期共済金を受け取ることができる。
3. 都道府県民共済は、2021年4月現在、すべての都道府県で実施されており、居住地または勤務地の所在する各都道府県民共済に加入することができる。
4. 都道府県民共済が実施する生命共済には、入院・死亡等について所定の年齢まで保障する定期型と一生涯にわたって保障が継続する終身型がある。

【問題3】 正解 3

1. **不適切** 特約型組立保険は、特約のみから構成され、加入者が各種特約を任意に組み合わせて契約する保険である。
2. **不適切** 就労不能保険は、被保険者について所定の入院や在宅療養が一定日数以上継続して就業不能状態と判断された場合に、所定の給付金が支払われる保険であり、精神疾患による就業不能を保障する商品もある。
3. **適切**
4. **不適切** 市場価格調整（MVA）機能を有する変額個人年金保険は、市場金利に応じた運用資産の価格変動が解約返戻金額等に反映され、一般に、解約時の市場金利が契約時と比較して上昇した場合には解約返戻金額は下落する。

【問題4】 正解 2

1. **不適切** 全国労働者共済生活協同組合連合会が実施するこくみん共済の総合保障タイプは、加入者の性別や年齢を問わず月々の掛金は一律である。
2. **適切**
3. **不適切** 都道府県民共済は、2021年4月現在、すべての都道府県では実施されていない（2021年4月現在、44都道府県）。
4. **不適切** 都道府県民共済が実施する生命共済には、一生涯にわたって保障が継続する終身型は取り扱っていない。

【問題5】(2013年1月 問11)

チェック欄

一般的な生命保険の特約に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. リビング・ニーズ特約の保険金を受け取る場合、指定保険金額から6カ月間の指定保険金額に対する利息と保険料相当額が差し引かれる。
2. 指定代理請求特約を付加することにより、被保険者本人が自ら保険金等を請求できないような特別な事情がある場合は、あらかじめ指定された代理人が、保険金等を請求することができる。
3. 先進医療特約について、契約時点では支払対象となる先進医療に該当した治療でも、その後に医療技術等が見直され、治療を受けた時点で厚生労働大臣が定める先進医療に該当しない場合は、先進医療給付金は支払われない。
4. 特定疾病（三大疾病）保障特約は、所定のがん、急性心筋梗塞、糖尿病に罹患して、所定の状態になったときに、特定疾病保険金が支払われる。

【問題6】(2015年9月 問11)

チェック欄

生命保険の各種特約の一般的な特徴に関する次の記述のうち、適切なものはいくつあるか。

- (a) 災害割増特約は、被保険者が不慮の事故による傷害が原因で事故の日から180日以内に死亡した場合や所定の感染症が原因で死亡した場合には災害死亡保険金が支払われ、所定の身体障害状態に該当した場合には障害の程度に応じて障害給付金が支払われる特約である。
 - (b) 先進医療特約は、契約日時点において厚生労働大臣が定める医療技術で、医療技術ごとに決められた適応症に対して施設基準に適合する医療機関にて行われるものによる療養を受けた場合に、先進医療給付金が支払われる特約である。
 - (c) 指定代理請求特約は、被保険者が受取人となる給付金や保険金などについて、被保険者本人が請求できない事情がある場合に、あらかじめ指定された代理人が被保険者に代わって給付金や保険金などを請求することができる特約である。
1. 1つ
 2. 2つ
 3. 3つ
 4. 0（なし）

【問題5】 正解 4

1. 適切
2. 適切 指定代理請求特約を付加することにより、被保険者本人が自ら保険金等を請求できない事情がある場合には、あらかじめ指定された指定代理請求人が保険金等を請求することができる。
3. 適切 先進医療特約では、治療を受けた時点で厚生労働大臣が定める先進医療に該当しない場合には、先進医療給付金は支払われない。
4. 不適切 特定疾病（三大疾病）保障特約は、所定のがん、急性心筋梗塞、脳卒中に罹患して、所定の状態になったときに、特定疾病保険金が支払われる。

【問題6】 正解 1

- (a) 不適切 傷害特約に関する説明である。災害割増特約は、所定の身体障害状態に対する障害給付金はない。
- (b) 不適切 先進医療特約は、**治療を受けた**時点において厚生労働大臣が定める医療技術で、医療技術ごとに決められた施設基準に適合する医療機関で行われる療養に対して支払われる特約である。
- (c) 適切 指定代理請求特約は、被保険者が受取人となる保険金等について、被保険者に代わって保険金等を請求することができる特約である。なお、あらかじめ定められた指定代理人が、保険金等請求時に指定代理人として所定の基準を満たしていなければならない。

したがって、適切なものは1つであり、正解は**1**となる。

【問題7】 (2012年1月 問12)チェック欄

生命保険契約の指定代理請求特約に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 指定代理請求特約は、一般に、特約保険料を負担することなく、付加することができる。
2. 指定代理請求特約は、一般に、保険金等の支払事由が発生する前であれば、保険期間の途中からでも、付加することができる。
3. 指定代理請求特約における指定代理請求人は、被保険者の戸籍上の配偶者等、所定の範囲の中から複数名を指名することができるが、保険期間の途中で変更することはできない。
4. 指定代理請求特約において、被保険者本人が自ら保険金等を請求できないような特別な事情がある場合は、あらかじめ指定された代理人が、保険金等を請求することができる。

【問題7】 正解 3

1. **適切** 指定代理請求特約の保険料は、不要である。
2. **適切** 一般に、指定代理請求特約は、中途付加することができる。
3. **不適切** 指定代理請求人は被保険者の同意を得て変更することができる。なお、一般に、指定できる範囲は、被保険者の戸籍上の配偶者または被保険者の3親等内の親族の中から1人である。
4. **適切**

7 損害保険と法律・商品

【問題1】(2013年1月 問14改題)

チェック欄

自動車損害賠償責任保険と自動車保険に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、事故発生日は2010年4月1日以後とする。

1. 自動車保険の約款では、保険金の支払期限は、原則として保険金の請求が完了した日を含めて30日以内と定めている。
2. 自動車損害賠償責任保険、自動車保険ともに、保険金請求権の時効は3年である。
3. 自動車損害賠償責任保険は強制保険であり、原則としてすべての自動車と原動機付自転車に付保する必要がある。これを怠ると、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処せられる。
4. 自損事故により自動車保険から被保険者本人が受け取る保険金のうち、後遺障害による保険金は一時所得となり、所得税・住民税の課税対象となる。

【問題2】(2011年1月 問13)

チェック欄

自動車損害賠償保障法および自動車損害賠償責任保険（以下、「自賠責保険」という）に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 民法では、不法行為における加害者に故意や過失があったことの立証責任は損害賠償請求をする被害者側にあるが、自動車損害賠償保障法では、加害者に故意や過失がなかったこと等の立証責任は加害者側にある。
2. 自賠責保険は強制保険であり、加入せずに自動車やバイク等を運行した場合、1年以下の懲役または500千円以下の罰金に処せられる。
3. 政府が行う自動車損害賠償保障事業では、被害者が直接政府の保障事業に請求することにより、自賠責保険と同じ支払限度額の保障を受けられるが、労働者災害補償保険などから給付が受けられる場合には、その金額を差し引いて保険金が支払われる。
4. 自賠責保険における被害者請求および政府が行う自動車損害賠償保障事業に対する請求権の時効は、5年である。

【問題1】 正解 4

1. **適切** 保険法では、保険金の支払期限を定める場合、保険金の支払いのために必要な事項を確認するための合理的な期間を経過する日を保険金の支払期限とするとしている。この合理的な期間は、一般に自動車保険の約款において請求完了日を含めて30日と定めている。
2. **適切** 保険法では、保険金請求権の時効は3年とされている。
3. **適切** 自動車賠償責任保険に未加入で運転した場合、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処せられる。
4. **不適切** 自損事故により自動車保険から被保険者本人が受取る保険金のうち、後遺障害による保険金は**非課税**である。

【問題2】 正解 4

1. **適切** 自動車損害賠償保障法では、「自己および運転者が自動車の運行に関し注意を怠らなかったこと」「被害者または運転者以外の第三者に故意または過失があったこと」「自動車に構造上の欠陥または機能の障害がなかったこと」をすべて証明しなければ、加害者は賠償責任を免れることはできない。
2. **適切**
3. **適切** 自動車損害賠償保障事業では、自賠責保険とは異なり、被害者が社会保険から給付があった場合や、加害者からの支払いがあった場合には、その金額を差し引いて保険金が支払われる。
4. **不適切** 自賠責保険における被害者請求および政府が行う自動車損害賠償保障事業に対する請求権の時効は、**3年**である。

【問題3】(2019年1月 問13)

チェック欄

自動車損害賠償責任保険（以下、「自賠責保険」という）および政府の自動車損害賠償保障事業（以下、「政府保障事業」という）に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 複数台の自動車による事故において、共同不法行為により身体に損害を被った場合、自賠責保険により支払われる保険金等は、加害者の有効な自賠責保険契約に係る保険金額を合算した額が限度となる。
2. 自賠責保険では、被害者の過失割合が7割以上10割未満である場合、重過失減額制度により、原則として、自賠責保険により支払われるべき保険金等が被害者の過失割合に応じて減額される。
3. 政府保障事業による損害のてん補は、自賠責保険の支払基準に準じて支払われるが、被害者が健康保険や労働者災害補償保険などの社会保険からの給付を受けることができる場合には、その金額が差し引かれててん補される。
4. 政府保障事業では、被害者は、損害賠償額が確定する前であっても、治療費などの当座の費用として仮渡金の支払を請求することができる。

【問題4】(2021年1月 問13)

チェック欄

自動車損害賠償責任保険（以下、「自賠責保険」という）および政府の自動車損害賠償保障事業（以下、「政府保障事業」という）に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 自賠責保険の保険料は、自動車の車種や保険期間に応じて定められており、締結する保険会社、運転者の範囲・年齢、自動車の年間走行距離による差異はない。
2. 自賠責保険における被害者1人当たりの保険金の支払限度額は、死亡の場合で3,000万円、傷害の場合で120万円であり、後遺障害の場合は障害の程度に応じて最大4,000万円である。
3. 政府保障事業では、被害者は、損害賠償額が確定する前であっても、治療費などの当座の費用として仮渡金の支払を請求することができる。
4. 政府保障事業による損害の填補は、自賠責保険と同様に、人身事故による損害が対象となり、物損事故による損害は対象とならない。

【問題 3】 正解 4

1. 適切
2. 適切
3. 適切
4. 不適切 政府保障事業では、被害者は、損害賠償額が確定する前の仮渡金の支払を請求することができない。

【問題 4】 正解 3

1. 適切
2. 適切
3. 不適切 政府保障事業は、自賠償保険と異なり、仮渡金制度の取り扱いはない。
4. 適切

【問題5】 (2019年9月 問14)

チェック欄

民法および「失火の責任に関する法律」(以下、「失火責任法」という)に関する次の記述のうち、適切なものはいくつあるか。

- (a) Aさんが失火で隣家を全焼させ、Aさんに重大な過失が認められる場合、民法の規定が適用されるため、Aさんは隣家の所有者に対して損害賠償責任を負う。
- (b) Bさんがガス爆発事故により隣家を損壊させ、Bさんに故意または重大な過失が認められない場合、失火責任法の規定が適用されるため、Bさんは隣家の所有者に対して損害賠償責任を負うことはない。
- (c) 賃貸住宅に住んでいる借家人Cさんが失火で借家を全焼させ、Cさんに重大な過失が認められる場合、民法の規定が適用されるため、Cさんは家主に対して損害賠償責任を負う。
- (d) 賃貸住宅に住んでいる借家人Dさんが失火で借家を全焼させ、Dさんに重大な過失が認められない場合、失火責任法の規定が適用されるため、Dさんは家主に対して損害賠償責任を負うことはない。

- 1. 1つ
- 2. 2つ
- 3. 3つ
- 4. 4つ

【問題5】 正解 2

民法および失火責任法の適用関係は以下のとおり。

原因	隣家への賠償	家主への賠償
軽過失による失火	損害賠償責任を負わない (失火責任法の適用)	損害賠償責任を負う (民法の債務不履行責任) (c)(d)
爆発による損壊 重過失または故意による失火	損害賠償責任を負う (民法の不法行為責任) (a)(b)	

- (a) 適切 Aさんに重過失が認められるため、失火責任法の適用はなく、隣家の所有者に対し民法の不法行為責任（損害賠償責任）を負う。
- (b) 不適切 Bさんはガス爆発事故を起こしているため、失火責任法の適用はなく、隣家の所有者に対し民法の不法行為責任（損害賠償責任）を負う。
- (c) 適切 Cさんは借家人であるため、失火責任法の適用はなく、家主に対し民法の債務不履行責任（損害賠償責任）を負う。
- (d) 不適切 Dさんは借家人であるため、失火責任法の適用はなく、家主に対し民法の債務不履行責任（損害賠償責任）を負う。

したがって、適切なものは2つであり、正解は**2**となる。

【問題6】(2018年1月 問13)

チェック欄

任意の自動車保険（保険期間1年）のノンフリート等級別割引・割増制度に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、記載のない事項については考慮しないものとする。

1. ノンフリート等級別割引・割増制度は、自動車保険における契約者間の保険料負担の公平性を確保するため、契約者を1等級から25等級に区分し、等級ごとに保険料の割引・割増を行う制度である。
2. 12等級の契約者が自動車を走行中に飛び石でフロントガラスにひびが入り、車両保険金のみが支払われた場合、当該事故は「ノーカウント事故」であり、更新後の等級は13等級となる。
3. 前年に初めて自動車保険を契約して更新後の等級が7等級になった契約者と、前年に「1等級ダウン事故」を起こして更新後の等級が7等級になった契約者は、等級が同じであるため、それぞれの保険料に適用される割引率は同じである。
4. 被保険自動車の廃車に伴って自動車保険契約を解約する場合、所定の中断証明書の発行を受けることにより、保険会社を問わず、当該証明書の有効期間内に新たに契約する自動車保険に中断前の等級を引き継ぐことができる。

【問題7】(2017年1月 問13)

チェック欄

任意の自動車保険（保険期間1年）のノンフリート等級別割引・割増制度に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、記載のない事項については考慮しないものとする。

1. 初めて自動車保険を契約するときは6等級であり、1年間事故がない場合、更新後の等級は7等級となる。
2. 13等級の契約者が自動車同士の事故を起こして、相手方に対物賠償保険金が支払われた場合、当該事故は「3等級ダウン事故」であり、更新後の等級は10等級となる。
3. 10等級の契約者が自動車を盗難され、車両保険金のみが支払われた場合、当該事故は「等級すえおき事故」であり、更新後の等級は10等級となる。
4. 8等級の契約者が自動車事故でケガをして、人身傷害（補償）保険金のみが支払われた場合、当該事故は「ノーカウント事故」であり、更新後の等級は9等級となる。

【問題6】 正解 4

1. **不適切** ノンフリート等級別割引・割増制度は、一般に、契約者を1等級から20等級に区分し、等級ごとに割引・割増を行う制度である。
2. **不適切** 12等級の契約者が自動車を走行中に飛び石でフロントガラスにひびが入り、車両保険のみが支払われた場合、当該事故は「1等級ダウン事故」であり、更新後の等級は11等級となる。
3. **不適切** 同じ7等級であったとしても、更新前の契約で「1等級ダウン事故」を起こした更新後の契約には「事故有の割引率」が適用されるため、割引率は同じではない。
4. **適切**

【問題7】 正解 3

1. **適切** 初めて自動車保険を契約するときは6等級から開始となり、1年間事故がない場合、更新後の等級は7等級となる。
2. **適切** 13等級の契約者が自動車同士の事故を起こして、相手方に対物賠償保険金が支払われた場合、当該事故は「3等級ダウン事故」であり、更新後の等級は10等級となる。
3. **不適切** 10等級の契約者が自動車を盗難され、車両保険のみが支払われた場合、当該事故は「1等級ダウン事故」であり、更新後の等級は9等級となる。
4. **適切** 8等級の契約者が自動車事故でケガをして、人身傷害（補償）保険のみが支払われる事故は「ノーカウント事故」であり、更新後の等級は9等級となる。

【問題8】 (2020年1月 問13)

チェック欄

火災保険および地震保険に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 火災保険、地震保険ともに、保険期間を1年単位で10年まで選択することができるが、長期契約の保険料を一括払いした場合には、いずれも保険料に対して所定の割引率が適用される。
2. 店舗併用住宅を対象とする場合、火災保険では、専用住宅と異なる保険料率が適用されることがあるが、地震保険では、所在地や建物の構造の区分が同一であれば、専用住宅との保険料率の差異はない。
3. 家財を対象とする場合、1個または1組の価額が30万円を超える貴金属や書画、骨董品については、火災保険、地震保険ともに、契約時に申告して申込書等に明記することにより、保険の対象とすることができる。
4. 火災保険、地震保険ともに、保険金は、保険の対象となっている建物や家財の損害の程度を「全損」「大半損」「小半損」「一部損」に区分し、保険金額にその区分に応じた割合を乗じて決定される。

【問題9】 (2020年1月 問14)

チェック欄

各種傷害保険の一般的な商品性に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、記載のない事項については考慮しないものとする。

1. 普通傷害保険では、被保険者が自転車による通勤中において、自動車と接触して被った傷害について、保険金支払の対象となる。
2. 就業中のみの危険補償特約を付帯した普通傷害保険では、被保険者が職務に従事している間に被った傷害について、労災認定された場合に限り、保険金支払の対象となる。
3. 国内旅行傷害保険では、旅行行程中に被保険者がかかったウイルス性食中毒について、保険金支払の対象となる。
4. 海外旅行傷害保険では、旅行行程中に発生した地震によって被保険者が被った傷害について、保険金支払の対象となる。

【問題8】 正解 2

1. **不適切** 地震保険の保険期間は、5年が限度となる。保険期間2年から5年の保険料を一括払いした場合、所定の割引率が適用される。
2. **適切**
3. **不適切** 地震保険では、1個または1組の価額が30万円を超える貴金属や書画、骨董品については、保険の対象とならない。
4. **不適切** 火災保険の保険金は、保険の対象となっている建物や家財の損害に応じた保険金が支払われる。

【問題9】 正解 2

1. **適切**
2. **不適切** 就業中のみの危険補償特約を付帯した普通傷害保険では、労災認定にかかわらず、被保険者が職務に従事している間に被った傷害について保険金支払の対象となる。
3. **適切**
4. **適切**

【問題10】 (2012年1月 問15)チェック欄

地震保険に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 地震保険は、分譲マンションなど区分所有建物の共有部分についても契約することができる。
2. 地震保険では、店舗併用住宅において、家財を保険の対象にすることができるが、商品および事務所の備品などを保険の対象にすることはできない。
3. 地震保険の保険金請求権は、損害が発生した日の翌日から起算して2年を経過すると、時効により消滅する。
4. 地震保険は、地震、噴火、これらによる津波を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失による損害が補償されるが、保険の対象となる物の盗難は補償の対象外である。

【問題11】 (2018年9月 問13)チェック欄

住宅建物および家財を対象とする火災保険の一般的な商品性に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 火災保険の対象となる住宅建物は、その構造により、通常、M構造、T構造、H構造に区分され、構造級別による保険料率は、H構造が最も高く、M構造が最も低い。
2. 火災保険の保険期間は、1年単位で20年まで選択することができ、長期契約の保険料を一括払いした場合には、所定の割引率が適用される。
3. 住宅建物および家財を対象として火災保険を契約する場合、被保険者が所有し、かつ、その敷地内にある門や塀、垣に生じた火災等による損害は補償の対象となる。
4. 住宅建物および家財を対象として火災保険を契約する場合、被保険者が所有する自動車に生じた火災等による損害は、その敷地内にある車庫に収容されていたとしても、補償の対象とならない。

【問題10】 正解 3

1. 適切 地震保険は、区分所有建物の共有部分も契約することができる。
2. 適切 店舗併用住宅では、家財は保険の対象となるが、商品や事務所の備品は保険の対象とならない。
3. 不適切 地震保険の保険金請求権は、損害が発生した日の翌日から起算して**3年**を経過すると、時効により消滅する。
4. 適切 地震保険では、盗難は補償の対象外である。

【問題11】 正解 2

1. 適切
2. 不適切 火災保険の保険期間は、**10年**まで選択することができる。
3. 適切
4. 適切

【問題12】 (2016年9月 問15)チェック欄

地震保険に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 地震保険の基本料率は、保険の対象となる建物の構造および建築経過年数により決められており、建物の所在地による保険料の差異はない。
2. 地震保険では、72時間以内に生じた2以上の地震等は、被災地域がまったく重複しない場合を除き、一括して1回の地震等とみなされる。
3. 地震保険では、1個または1組の価額が30万円を超える貴金属や書画、骨董品については、契約時に申込書に明記することにより、保険の対象とすることができる。
4. 地震保険では、保険の対象について生じた損害が全損に該当した場合は保険金額の全額、半損に該当した場合は保険金額の50%相当額、一部損に該当した場合は保険金額の10%相当額が支払われる。

【問題13】 (2019年5月 問15)チェック欄

各種賠償責任保険の一般的な補償内容に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、各選択肢において、ほかに必要とされる要件等はすべて満たしているものとし、特約の付帯はないものとする。

1. 生産物賠償責任保険（PL保険）の被保険者である飲食店において、従業員が不注意により配膳中の料理をこぼして顧客の衣服を汚損した場合に、顧客に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって生じた損害は、同保険の補償の対象となる。
2. 施設所有（管理）者賠償責任保険の被保険者である宿泊業者が、施設内のクロークで顧客から預かって保管していた荷物が盗難に遭った場合に、顧客に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって生じた損害は、同保険の補償の対象となる。
3. 請負業者賠償責任保険の被保険者である配管工事業者において、工事完了後に配管工事のミスにより水漏れ事故が発生し、建物の内装が汚損した場合に、発注者に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって生じた損害は、同保険の補償の対象となる。
4. 個人情報漏洩保険の被保険者である小売店において、商品の発送業務を委託した外部業者の不正行為により顧客の個人情報が漏洩した場合に、顧客に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって生じた損害は、同保険の補償の対象となる。

【問題12】 正解 2

- 1. 不適切** 地震保険の基本料率は、「建物の所在地」および「建物の構造」により決められている。
- 2. 適切**
- 3. 不適切** 地震保険の対象となるのは生活用動産である。通貨、有価証券、貴金属その他の美術品で1個または1組の価格が30万円を超える物などは、生活用動産に含まれない。
- 4. 不適切** 一部損に該当した場合は保険金額の5%相当額が支払われる。なお、平成29年1月1日以降に始期日がある契約（中途付帯や自動継続含む）より、半損が「大半損」と「小半損」に細分化され、「大半損」に該当した場合は保険金額の60%相当額、「小半損」に該当した場合は保険金額の30%相当額が支払われる。

【問題13】 正解 4

- 1. 不適切** 従業員が不注意により配膳中の料理をこぼして顧客の衣服を汚損した場合の損害は、生産物、または工事の結果生じたものではないため、同保険の補償の対象とはならない。
- 2. 不適切** 預かりものに対する補償は施設所有（管理）者賠償責任保険では対象外となる。施設所有（管理）者賠償責任保険は、施設の安全性の維持・管理の不備や、構造上の欠陥や、施設の用法に伴う仕事の遂行が原因となり、対人事故や対物事故を起こしたために、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担された場合に被る損害を補償する。施設内のクロークで顧客から預かって保管していた荷物が盗難に遭った場合に備えるためには、受託者賠償責任保険に加入する必要がある。
- 3. 不適切** 工事完了後の事故は補償の対象にならない。請負業者賠償責任保険は、工事・作業等の遂行や工事・作業等を行うために所有、使用または管理している施設が原因となり、対人事故や対物事故を起こしたため、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担した場合に被る損害を補償する。
- 4. 適切** 委託した外部業者の不正行為により顧客の個人情報が漏洩した損害は、同保険の補償の対象となる。

8 保険料と税金

【問題1】(2016年9月 問11改題)

チェック欄

以下の個人年金保険に加入していたAさんは、年金開始年齢に達した2021年中に60万円の年金を受け取った。Aさんが受け取った年金に係る雑所得の金額として、次のうち最も適切なものはどれか。なお、配当金や他の所得については考慮しないものとする。

年金の種類	: 10年保証期間付終身年金(定額型)
契約者(=保険料負担者)	: Aさん(加入時50歳)
被保険者	: 妻Bさん(加入時50歳)
年金受取人	: Aさん
年金開始年齢	: 60歳
年金年額	: 60万円
既払込正味保険料総額	: 800万円

〈余命年数表(抜粋、所得税法施行令第82条の3)〉

年金の支給開始日 における年齢	余命年数		年金の支給開始日 における年齢	余命年数	
	男性	女性		男性	女性
60歳	19年	23年	66歳	14年	18年
61歳	18年	22年	67歳	14年	17年
62歳	17年	21年	68歳	13年	16年
63歳	17年	20年	69歳	12年	15年
64歳	16年	19年	70歳	12年	14年
65歳	15年	18年	71歳	11年	14年

1. 16万8,000円
2. 23万4,000円
3. 25万2,000円
4. 26万4,000円

【問題 1】 正解 3

公的年金等以外の雑所得の金額 = ①総収入金額 - ②必要経費

① = 基本年金額 + 増額年金額 + 増加年金額

② = その年に支給される年金の額 $\times \frac{\text{払込保険料等の総額}^{*1}}{\text{年金支給総額 (見込額)}^{*2}}$

※1 払込保険料等の総額を算出するにあたり、配当金で保険料等に充当した額を控除する。

※2 保証期間付終身年金における年金支給総額（見込額）は、以下のとおり計算する。

年金支給総額（見込額）

= 年金年額 \times 「保証期間の年数」と「年金支払開始日における被保険者の余命年数」うちの長い方の年数

①総収入金額 = 60万円

②必要経費 = 60万円 $\times \frac{800\text{万円}}{60\text{万円} \times 23\text{年}^{*}}$

= 60万円 \times 0.58（小数点第3位切上げ）

= 34万8,000円

雑所得の金額 = ① - ② = **25万2,000円**

※ 保証期間の年数 = 10年 < 年金支払開始日における被保険者の余命年数 = 23年
∴ 23年

【問題2】 (2019年1月 問11改題)チェック欄

2021年分の所得税における生命保険料控除に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、2012年1月1日以後に締結した保険契約等に基づく生命保険料控除を構成する各控除を「新生命保険料控除」「介護医療保険料控除」「新個人年金保険料控除」とし、2011年12月31日以前に締結した保険契約等に基づく生命保険料控除を構成する各控除を「旧生命保険料控除」「旧個人年金保険料控除」とする。

1. 旧生命保険料控除の対象となる終身保険の保険料について、2021年中に当該契約の契約者を変更した場合、変更後の保険料は新生命保険料控除の対象となる。
2. 旧生命保険料控除の対象となる終身保険の保険料について、2021年中に当該契約に指定代理請求特約を中途付加した場合、中途付加後の保険料は新生命保険料控除の対象となる。
3. 新生命保険料控除額が2万円、旧生命保険料控除額が3万円である場合、生命保険料控除の最大控除額は5万円となる。
4. 新生命保険料控除額が4万円、介護医療保険料控除額が2万円、新個人年金保険料控除額が4万円、旧個人年金保険料控除額が5万円である場合、生命保険料控除の最大控除額は11万円となる。

【問題2】 正解 4

1. **不適切** 契約者を変更した場合であっても、当該保険料は、旧生命保険料控除の対象である。
2. **不適切** 指定代理請求特約を中途付加した場合であっても、当該保険料は旧生命保険料控除の対象である。
3. **不適切** 新生命保険料控除額が2万円、旧生命保険料控除額が3万円である場合、生命保険料控除の最大控除額は4万円である。
4. **適切** 新個人年金保険料控除額と旧個人年金保険料控除額は選択適用できることから、旧制度のみを適用する場合、個人年金保険料控除額の適用限度額は5万円となる。したがって、生命保険料控除額の最大控除額は11万円となる。

【問題3】 (2019年5月 問12)チェック欄

個人年金保険の課税関係に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、各選択肢において、契約者（＝保険料負担者）・被保険者・年金受取人は同一人であり、契約者は個人（居住者）であるものとする。また、記載のない事項については考慮しないものとする。

1. 定額個人年金保険（10年確定年金）において、保険会社が支払う年金額からその年金額に対応する払込保険料を控除した金額が年間25万円以上になる場合、その金額から10.21%の税率による所得税および復興特別所得税が源泉徴収される。
2. 定額個人年金保険（10年確定年金）において、保険会社が支払う年金額からその年金額に対応する払込保険料を控除した金額が年間20万円以下である場合、保険会社から税務署長に対し、その年金に係る支払調書は提出されない。
3. 定額個人年金保険（保証期間付終身年金）の年金受取人が、年金支払開始日後に保証期間分の年金額を一括して受け取った場合、その一時金は一時所得として所得税の課税対象となる。
4. 外貨建変額個人年金保険（10年確定年金）を保険期間の初日から10年経過後に解約し、解約差益が生じた場合、その解約差益のうち為替差益に相当する部分の金額は雑所得として所得税の課税対象となる。

【問題3】 正解 1

1. **適切** 年金が支払われる際、下記により計算した所得税および復興特別所得税が源泉徴収される。

$$(\text{年金の額} - \text{その年金の額に対応する保険料又は掛金の額}) \times 10.21\%$$

ただし、保険会社が支払う年金額からその年金額に対応する払込保険料を控除した金額が25万円未満の場合には、源泉徴収されない。

2. **不適切** 保険会社が支払う年金額からその年金額に対応する払込保険料を控除した金額ではなく、支払年金額が年額20万円以下である場合、その年金に係る支払調書は提出されない。
3. **不適切** 年金支払開始日後に保証期間分の年金額を一括して受け取った場合、その一時金は雑所得として所得税の課税対象になる。
4. **不適切** 外貨建て保険の解約差益は、保険差益と為替差益の両方が一時所得として所得税の課税対象になる。

【問題4】 (2020年9月 問12改題)

チェック欄

X株式会社（以下、「X社」という）は、代表取締役社長であるAさんを被保険者とする下記の定期保険に加入した。当該生命保険の第1回保険料払込時の経理処理として、次のうち最も適切なものはどれか。

保険の種類	: 定期保険（特約付加なし）
契約年月日	: 2021年4月1日
契約者（=保険料負担者）	: X社
被保険者	: Aさん（加入時における被保険者の年齢40歳）
死亡保険金受取人	: X社
保険期間・保険料払込期間	: 95歳満了
死亡保険金	: 1億円
年払保険料	: 200万円
最高解約返戻率	: 80%

- | 借方 | | 貸方 | |
|-------|-------|-------|-------|
| 定期保険料 | 120万円 | 現金・預金 | 200万円 |
| 前払保険料 | 80万円 | | |
- | 借方 | | 貸方 | |
|-------|-------|-------|-------|
| 定期保険料 | 100万円 | 現金・預金 | 200万円 |
| 前払保険料 | 100万円 | | |
- | 借方 | | 貸方 | |
|-------|-------|-------|-------|
| 定期保険料 | 80万円 | 現金・預金 | 200万円 |
| 前払保険料 | 120万円 | | |
- | 借方 | | 貸方 | |
|-------|-------|-------|-------|
| 定期保険料 | 20万円 | 現金・預金 | 200万円 |
| 前払保険料 | 180万円 | | |

【問題4】 正解 3

改正後（最高解約返戻率50%以下：原則、保険料は全額損金算入）

定期保険および第三分野の保険の取り扱い

最高解約返戻率	50%超 70%以下	70%超 85%以下	85%超
資産計上期間	保険期間の当初40%		最高解約返戻率となる期間
資産計上	40%を資産計上	60%を資産計上	1年目から10年目 保険料×最高解約返戻率の90% 11年目以降 保険料×最高解約返戻率の70%
損金算入	60%を損金算入	40%を損金算入	上記の残額
資産計上額の取り崩し	保険期間の当初75%に相当する期間経過後から保険期間終了まで均等に取り崩し損金算入		解約返戻金相当額が最も高い期間経過後から保険期間終了まで均等に取り崩し損金算入

本問では、保険期間が45年（95歳－40歳）であり、最高解約返戻率が80%の契約であるため、保険期間の当初4割の期間は、60%資産計上（40%損金算入）となる。

200万円×40% = 80万円（損金算入額：定期保険料）

200万円×60% = 120万円（資産計上額：前払保険料）

借 方		貸 方	
定期保険料	80万円	現金・預金	200万円
前払保険料	120万円		

【問題5】 (2018年1月 問12改題)

チェック欄

X株式会社(以下、「X社」という)は、代表取締役社長であるAさんを被保険者とする以下の通増定期保険を2021年中に解約し、解約返戻金を受け取った。解約返戻金受取時の経理処理として、次のうち最も適切なものはどれか。なお、X社は、解約前に年払保険料を10年分(総額4,800万円)払い込んでいる。

保険の種類	: 無配当通増定期保険(特約付加なし)
契約年月日	: 2008年2月1日
契約者(=保険料負担者)	: X社
被保険者	: Aさん(加入時における被保険者の年齢60歳)
死亡保険金受取人	: X社
保険期間・保険料払込期間	: 75歳満了
年払保険料	: 480万円
解約返戻金額	: 4,400万円

- | 借方 | | 貸方 | |
|-------|---------|-----|---------|
| 現金・預金 | 4,400万円 | 雑収入 | 4,400万円 |
- | 借方 | | 貸方 | |
|-------|---------|-------|---------|
| 現金・預金 | 4,400万円 | 前払保険料 | 2,400万円 |
| | | 雑収入 | 2,000万円 |
- | 借方 | | 貸方 | |
|-------|---------|-------|---------|
| 現金・預金 | 4,400万円 | 前払保険料 | 3,200万円 |
| | | 雑収入 | 1,200万円 |
- | 借方 | | 貸方 | |
|-------|---------|-------|---------|
| 現金・預金 | 4,400万円 | 前払保険料 | 3,600万円 |
| | | 雑収入 | 800万円 |

【問題5】 正解 1

逓増定期保険の経理処理は、2008年2月27日までの契約であるときは下表のとおり区分される。

■2008年2月27日までに締結した契約

	対象となる保険契約	前半6割期間	後半4割期間	備考
①	保険期間満了時における被保険者の年齢>60 かつ、 被保険者の契約時年齢+保険期間×2>90	1/2 損金算入 1/2 資産計上	各年の保険料は全額損金算入。資産計上した前払保険料は残存期間内で均等に取り崩し損金算入。	②、③ を除く
②	保険期間満了時における被保険者の年齢>70 かつ、 被保険者の契約時年齢+保険期間×2>105	1/3 損金算入 2/3 資産計上		③ を除く
③	保険期間満了時における被保険者の年齢>80 かつ、 被保険者の契約時年齢+保険期間×2>120	1/4 損金算入 3/4 資産計上		—

※上表に該当しない場合は保険料の全額が損金となる。

保険期間満了時における被保険者の年齢75歳 > 60、かつ、被保険者の年齢60歳+保険期間15年×2=90であり90を超えないため、当該逓増定期保険の保険料は全額が損金算入される。よって、最も適切な経理処理は以下のとおり。

借 方		貸 方	
現金・預金	4,400万円	雑収入	4,400万円

【問題6】 (2019年1月 問12改題)

チェック欄

X株式会社（以下、「X社」という）は、代表取締役社長であるAさんを被保険者とする下記の通増定期保険を払済終身保険に変更した。払済終身保険への変更時の経理処理として、次のうち最も適切なものはどれか。なお、X社は、変更前に年払保険料を10年分（総額3,600万円）払い込んでいる。

保険の種類	: 無配当通増定期保険（特約付加なし）
契約年月日	: 2011年10月1日
契約者（＝保険料負担者）	: X社
被保険者	: Aさん（加入時における被保険者の年齢50歳）
死亡保険金受取人	: X社
保険期間・保険料払込期間	: 72歳満了
年払保険料	: 360万円
解約返戻金額	: 3,000万円

- | 借方 | | 貸方 | |
|-------|---------|-------|---------|
| 現金・預金 | 3,000万円 | 前払保険料 | 1,800万円 |
| | | 雑収入 | 1,200万円 |
- | 借方 | | 貸方 | |
|-------|---------|-------|---------|
| 現金・預金 | 3,000万円 | 前払保険料 | 2,400万円 |
| | | 雑収入 | 600万円 |
- | 借方 | | 貸方 | |
|--------|---------|-------|---------|
| 保険料積立金 | 3,000万円 | 前払保険料 | 1,800万円 |
| | | 雑収入 | 1,200万円 |
- | 借方 | | 貸方 | |
|--------|---------|-------|---------|
| 保険料積立金 | 3,000万円 | 前払保険料 | 2,400万円 |
| | | 雑収入 | 600万円 |

【問題6】 正解 3

2008年2月28日から2019年7月7日までに契約を締結した設問の通増定期保険の経理処理は、保険期間の前半の6割に相当する期間は、保険料の2分の1を前払保険料として資産に計上し、残額は損金の額に算入される。したがって、払込保険料総額3,600万円の2分の1である1,800万円が前払保険料として資産に計上されている。

払済終身保険に変更する際の経理処理は、変更時の解約返戻金3,000万円を保険料積立金として資産に計上し、変更前契約の資産計上額1,800万円を取り崩し、解約返戻金との差額1,200万円を雑収入とする。

■2008年2月28日から2019年7月7日までに契約を締結した契約

	対象となる保険契約	前半6割期間	備考
①	保険期間満了時における被保険者の年齢>45	1/2 損金算入 1/2 資産計上	②、③を除く
②	保険期間満了時における被保険者の年齢>70 かつ、 被保険者の契約時年齢+保険期間×2>95	1/3 損金算入 2/3 資産計上	③を除く
③	保険期間満了時における被保険者の年齢>80 かつ、 被保険者の契約時年齢+保険期間×2>120	1/4 損金算入 3/4 資産計上	—

【問題7】 (2021年1月 問12改題)

チェック欄

X株式会社(以下、「X社」という)は、代表取締役社長であるAさんを被保険者とする下記の定期保険を払済終身保険に変更した。払済終身保険への変更時の経理処理として、次のうち最も適切なものはどれか。なお、X社は、変更前に年払保険料を5年分(総額1,000万円)払い込んでいる。

保険の種類	: 無配当定期保険(特約付加なし)
契約年月日	: 2016年12月1日
契約者(=保険料負担者)	: X社
被保険者	: Aさん(加入時における被保険者の年齢33歳)
死亡保険金受取人	: X社
保険期間・保険料払込期間	: 70歳満了
年払保険料	: 200万円
解約返戻金額	: 650万円

- | 借方 | | 貸方 | |
|-------|-------|-----|-------|
| 現金・預金 | 650万円 | 雑収入 | 650万円 |
- | 借方 | | 貸方 | |
|-------|-------|-------|-------|
| 現金・預金 | 650万円 | 前払保険料 | 500万円 |
| | | 雑収入 | 150万円 |
- | 借方 | | 貸方 | |
|--------|-------|-----|-------|
| 保険料積立金 | 650万円 | 雑収入 | 650万円 |
- | 借方 | | 貸方 | |
|--------|-------|-------|-------|
| 保険料積立金 | 650万円 | 前払保険料 | 500万円 |
| | | 雑収入 | 150万円 |

【問題7】 正解 3

払済保険に変更した場合、原則として、変更時点における解約返戻金相当額と資産計上額との差額について、変更した事業年度の益金または損金の額とする洗替処理を行わなければならない。設問については、払済後の保険種類が異なるため洗替処理が必要となる。設問の無配当定期保険は保険期間満了時の被保険者の年齢が70歳以下であるため、2016年の契約であっても長期平準定期保険に該当せず、保険料は全額が損金算入されており資産計上額は無い。したがって、払済保険への変更時の経理処理は、解約返戻金額650万円を保険料積立金として資産に計上し、同時に同額を雑収入として処理することになる。

【問題8】 (2015年1月 問12)

チェック欄

株式会社X社（以下、「X社」という）は、以下の養老保険への加入を検討している。当該養老保険に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

保険の種類	: 5年ごと利差配当付養老保険（特約付加なし）
契約者（＝保険料負担者）	: X社
被保険者	: すべての役員・従業員
満期保険金受取人	: X社
死亡保険金受取人	: 被保険者の遺族
保険期間・保険料払込期間	: 60歳満了
死亡保険金額（1人当たり）	: 500万円
年払保険料（合計）	: 720万円

1. X社が支払う年払保険料の額のうち、その2分の1に相当する金額は資産に計上し、残りの金額は福利厚生費として損金の額に算入する。
2. 保険期間中に被保険者が死亡した場合、X社は、それまで資産に計上していた当該契約に係る保険料積立金および配当金積立金を取り崩し、雑損失として損金の額に算入する。
3. 満期保険金が支払われた場合、当該契約に係る保険料積立金および配当金積立金を取り崩し、満期保険金等との差額を雑収入として益金の額に算入する。
4. 被保険者をすべての役員・従業員ではなく、特定の役員・従業員とした場合は、保険料の全額を給与として損金の額に算入する。

【問題8】 正解 4

1. **適切** 次の契約形態の養老保険は、ハーフタックスプランとなり、保険料の2分の1に相当する金額は資産に計上し、残りの金額は福利厚生費として損金の額に算入する。

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	満期保険金受取人
法人	全役員・従業員	被保険者の遺族	法人

2. **適切** 保険期間中に被保険者が死亡した場合、死亡保険金は被保険者の遺族に支払われる。X社では、それまで資産に計上していた保険料積立金および配当金積立金を取り崩し、雑損失として損金の額に算入する。
3. **適切** X社が受け取った満期保険金は、現金・預金として資産に計上する。さらに、それまで資産に計上していた保険料積立金および配当金積立金を取り崩し、満期保険金等との差額を雑収入として益金の額に算入する。
4. **不適切** 被保険者をすべての役員・従業員ではなく、特定の役員・従業員とした場合は、保険料の2分の1に相当する金額は資産に計上し、残りの金額は給与扱いとなる。

【問題9】 (2019年1月 問14)チェック欄

個人事業主が加入する各種損害保険から受け取った保険金等の課税関係に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、各選択肢において、いずれも契約者(＝保険料負担者)は個人事業主であるものとする。

1. 個人事業主が、交通事故により負傷して就業不能となり、所得補償保険の保険金を受け取った場合、当該保険金は個人事業主の事業収入となる。
2. 個人事業主が、従業員を被保険者とする積立普通傷害保険(保険期間5年)の満期返戻金を受け取った場合、当該満期返戻金は個人事業主の事業収入となる。
3. 個人事業主が、所有する店舗内で保管していた商品が火災により焼失し、商品を保険の対象とする火災保険の保険金を受け取った場合、当該保険金は個人事業主の事業収入となる。
4. 個人事業主が、所有している営業用自動車が全損となる事故により廃車となり、自動車保険から廃棄損を上回る車両保険金を受け取った場合、当該保険金のうち廃棄損を上回る部分については個人事業主の事業収入となる。

【問題9】 正解 3

1. **不適切** 事業主が受け取る所得補償保険の保険金は、非課税所得である。
2. **不適切** 個人事業主が従業員を被保険者とする積立普通傷害保険の満期返戻金は、一時所得の対象となる。
3. **適切**
4. **不適切** 個人事業主が、所有している営業用自動車が全損となる事故により廃車となり、自動車事故から廃棄損を上回る車両保険金を受け取った場合、当該保険金のうち廃棄損を上回る部分についても非課税である。

【問題10】 (2017年1月 問15)チェック欄

法人が受け取る損害保険の保険金と圧縮記帳に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、各選択肢において、ほかに必要とされる要件等はすべて満たしているものとする。

1. 法人所有の工場建物が火災により滅失し、受け取った火災保険金でその事業年度中に倉庫建物を新たに取得した場合は、建物の用途が異なるため、圧縮記帳の適用対象とならない。
2. 法人所有の工場建物が火災により滅失し、受け取った火災保険金を当該建物が滅失した時点において既に建設中であった工場建物の建設費用に充当した場合は、圧縮記帳の適用対象とならない。
3. 法人所有の工場建物内の機械設備が火災により滅失し、火災保険金の額が確定する前に滅失した機械設備に係る代替資産を取得した場合は、圧縮記帳の適用対象とならない。
4. 法人所有の倉庫建物内の商品が火災により全焼し、受け取った火災保険金でその事業年度中に焼失前と同一の商品を購入した場合は、圧縮記帳の適用対象となる。

【問題10】 正解 2

1. **不適切** 圧縮記帳の適用対象となる。法人が取得等をした固定資産が、その滅失等をした所有固定資産と同一種類の固定資産であるかどうかは、耐用年数省令別表第一に掲げる減価償却資産にあっては同表に掲げる種類の区分が同じであるかどうかによる。
2. **適切** 代替資産は、所有固定資産が滅失等をしたことにより、これに代替するものとして取得等をする固定資産に限られるため、滅失した時点において既に自己が建設、製作、製造又は改造中であった資産は代替資産に該当せず、圧縮記帳の適用対象とならない。
3. **不適切** 当該代替資産が火災保険金の額が確定した日の属する事業年度において取得した場合、圧縮記帳の適用対象となる。
4. **不適切** 商品は、圧縮記帳の適用対象とならない。

【問題11】 (2020年9月 問15)

チェック欄

X株式会社（以下、「X社」という）の工場建物が火災により全焼し、後日、X社は、契約している損害保険会社から保険金を受け取り、その事業年度中に受け取った保険金によって工場建物を新築した。下記の〈資料〉を基に、保険金で取得した固定資産の圧縮記帳をする場合の圧縮限度額として、次のうち最も適切なものはどれか。なお、各損害保険の契約者（＝保険料負担者）・被保険者・保険金受取人は、いずれもX社とする。また、記載のない事項については考慮しないものとする。

〈資料〉

- ・ 滅失した工場建物の帳簿価額 : 4,000万円
- ・ 工場建物の滅失によりX社が支出した経費
 - 焼跡の整理費（片づけ費用） : 200万円
 - けが人への見舞金 : 375万円
- ・ 損害保険会社から受け取った保険金
 - 火災保険（保険の対象：工場建物）の保険金 : 6,200万円
 - 企業費用・利益総合保険の保険金 : 1,500万円
- ・ 新築した代替建物（工場建物）の取得価額 : 4,500万円

1. 500万円
2. 1,300万円
3. 1,500万円
4. 2,100万円

【問題11】 正解 3

・ 保険差益 = 保険金^{*1} - (建物等の損失発生前の帳簿価額のうち被害部分相当額 + 支出費用^{*2})

$$= 6,200万円 - (4,000万円 + 200万円) = 2,000万円$$

※1 企業費用・利益総合保険の保険金は収益の補償であるため考慮しない。

※2 支出費用には、固定資産の滅失等に直接関連して支出される経費が該当するため、焼跡の整理費（片づけ費用）は該当するが、けが人への見舞金は該当しない。

・ 圧縮限度額 = 保険差益 × $\frac{\text{代替資産の取得に充てた保険金（分母の金額が限度）}}{\text{保険金 - 支出費用}}$

$$= 2,000万円 \times \frac{4500万円}{6200万円 - 200万円} = \mathbf{1,500万円}$$

重要ポイントまとめ

1 FPの職業倫理・関連法規・係数の活用

1. FPの職業倫理

顧客利益の優先	常に顧客利益を優先しなければならない。
守秘義務の遵守	職務上知り得た顧客の情報を、顧客の同意なく第三者に漏らしてはならない。
顧客に対する説明義務 (アカウンタビリティ)	FPは顧客に対して提案内容等を十分説明しなければならない。その際には、顧客が内容を理解できているか確認しながら進めていくべき(インフォームド・コンセント)である。
コンプライアンスの徹底	法令遵守(コンプライアンス)の徹底は当然に必要である。

2. FPと関連法規

税理士法	<p>税理士でない者は、「税務代理行為」「税務書類の作成」「税務相談」を行うことはできない。</p> <p>(注1) 税理士でない者が、営利目的の有無や有償・無償を問わず、個別具体的な税務相談を反復継続して行うことは税理士法に抵触する。仮定の事例や金額を用いた説明に留める必要がある。</p> <p>(注2) 一般的な情報・資料の提供や相談、講演等を行うことは可能。</p>
保険業法	<p>保険募集人として登録しなければ、保険契約の募集、勧誘を目的とした商品説明はできない。</p> <p>(注) 保険商品の一般的な仕組み、活用法の説明・講演等を行うことは可能。</p>
弁護士法	<p>弁護士でない者は、具体的な法律事件(一般の法律事務)についての相談、判断、アドバイスはできない。債務整理、遺言書作成・遺産分割などは弁護士(または司法書士、行政書士)の領域である。</p> <p>(注) 一般的な説明の範囲で相談を行うことは可能。</p>
金融商品取引法	<p>金融商品取引業(投資助言・代理業)として登録しなければ、顧客から報酬を得て、有価証券の価値等の分析に基づく投資判断に関して、口頭・文書等により助言をすることはできない。</p> <p>(注) 経済状況や金融商品の一般的な仕組みの説明を行うことは可能。</p>
宅地建物取引業法	<p>免許を受けない者は、宅地建物取引業を営むことはできない。</p> <p>(注) 宅地建物取引業とは、以下の取引を業として行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宅地または建物の売買 ・宅地または建物の交換 ・宅地または建物の売買、交換または貸借の代理 ・宅地または建物の売買、交換または貸借の媒介

(1) 係数の活用法

「元になる金額×係数」により、知りたい金額を算出できる。

① 将来の金額を求める

終価係数	現在の額（元本）が将来いくらになるかを求める。
年金終価係数	毎年の積立額から将来いくらになるかを求める。

② 現在の金額（必要な元本）を求める

現価係数	将来の目標額から現在の額（元本）を求める。
年金現価係数	希望する毎年の年金額から現在の額（元本）を求める。

③ 毎年の金額を求める

減債基金係数	将来の目標額から毎年の積立額を求める。
資本回収係数	・現在の額（元本）から毎年の受取り年金額（取崩し額）を求める。 ・借入額から毎年の返済額を求める。

(2) 逆数となる係数

「元になる金額÷逆数となる係数」により、知りたい金額を算出できる。

■逆数となる係数の組合せ

終価係数	↔	現価係数
減債基金係数	↔	年金終価係数
資本回収係数	↔	年金現価係数

2 フラット35

1. フラット35（買取型）

申込資格	原則、申込時満70歳未満で、年収に占める総返済負担率*の基準を満たす者 ※ 年収400万円未満は 30% 以下、400万円以上は 35% 以下
融資対象住宅	床面積70㎡以上（共同住宅は30㎡以上）で、技術基準に適合している住宅（併用住宅は住宅部分の床面積が非住宅部分の床面積以上であること） ・新築住宅とは申込み時点で竣工から2年以内の人が住んだことがない住宅（以外は中古住宅となる） (注) 建設費・購入価額の制限はない（2019年10月から）。
融資対象となる諸費用	疎明資料により確認できれば下記について、融資の対象となる。 ・建築確認・中間検査・完了検査申請費用（新築の場合のみ） ・請負（売買）契約書貼付の印紙代（自己負担分）・仲介手数料 ・住宅性能評価検査費用（新築の場合のみ）・登録免許税 ・適合証明検査費用・融資手数料・火災保険料（積立型除く） など
融資金額	100万円以上 8,000万円 以下で、建設費・購入価額の 100% 以内
適用金利	全期間固定金利 (注1) 借入期間（20年以下・21年以上）に応じて、金利が異なる。 (注2) 金利は金融機関によって異なり、融資実行時点の金利が適用。 (注3) 融資率が90%超のとき、慎重な審査とともに借入金全体の金利が高く設定される。
返済方法	元利均等毎月払い・元金均等毎月払い・ボーナス払い（借入金額の 40% 以内）併用
保証人・保証料	不要
繰上返済	手数料は不要 (注1) 繰上返済を希望する日の1カ月前までに返済中の金融機関に申し出ること。 (注2) 一部返済の場合、返済額は100万円*以上で、繰上返済日は毎月の返済日。 ※ インターネット（住・My Note）により返済を申込む場合、 10万円 以上から可能。

2. フラット35（借換融資）

申込資格	原則、申込時満70歳未満で、年収に占める総返済負担率*の基準を満たす者 ※ 年収400万円未満は30%以下、400万円以上は35%以下
資金用途	①②いずれかの住宅ローンの借換が対象となる。 ① 申込本人が所有し、かつ、居住する住宅の建設または購入のための住宅ローン (注) セカンドハウス（単身赴任先の住宅、週末等を過ごすための住宅等で賃貸をしていないもの）も対象となる。 ② 申込本人が所有し、かつ、親族が居住する住宅の建設または購入のための住宅ローン
融資金額	100万円以上8,000万円以下で、「借換の対象となる住宅ローンの残高」または「機構による担保評価の額の200%」のいずれか低い金額まで

3. その他

(1) 返済方法の変更

- ・ 振込期日の変更
- ・ ボーナス払い月の変更
- ・ 返済期間の短縮
- ・ 「毎月払いとボーナス払いの併用」から「毎月払いのみ」への変更
- ・ 「毎月払いのみ」から「毎月払いとボーナス払いの併用」への変更
- ・ 毎月払い分、ボーナス払い分の金額内訳の変更
- ・ 「元金均等返済から元利均等返済へ」「元利均等返済から元金均等返済へ」の変更

(2) 返済が困難になった場合

- ・ 返済期間の延長
- ・ 一定期間の返済額の減額
- ・ ボーナス返済分の返済額の変更

3 中小企業の資金調達

1. 金融機関借入の借入形態

手形借入	借入れの実行にあたって、借入金額と同額の借入金融機関あての約束手形を振り出して、資金を調達する方法。
証書借入	借入れの内容、条件等を記載した借用金証書（金銭消費貸借契約証書）により、資金を調達する方法。
当座借越	当座預金に残高がなくても借越限度額の範囲内で決済が行われる形態の借入れ。
手形割引	商取引に基づいて振り出された手形を支払期日前に金融機関に割引料を支払い、買い取ってもらうことにより資金を調達する方法。
インパクトローン	外貨によって資金を調達する方法。資金使途に制限はなく、為替先物予約を付けることもできる。
代理貸付	金融機関が政府系金融機関等からの委託を受けて委託金融機関に代わって融資の実行、担保の取得、実行後の資金管理等の融資業務を代行するもの。委託金融機関が融資の債権者となり、受託金融機関は代理店という位置づけ。
ABL（動産・債権担保融資）	企業の保有する債権や在庫・機械設備等の動産を担保として資金調達する方法。 債権：売掛債権や診療報酬債権、工事請負代金債権など 動産：機械設備、在庫（原材料、商品）、食料品や家畜など様々

2. 信用保証協会保証付融資（マル保融資）

責任共有制度	「部分保証方式」と「負担金方式」の2つがあり、いずれかの方式を各金融機関が選択することとなっている。		
従業員・資本金の要件 (抜粋)	製造業（建設業・運送業・不動産業を含む）	資本金3億円以下、または	従業員300人以下
	ゴム製品製造業		従業員900人以下
	卸売業	資本金1億円以下、または、従業員100人以下	
	小売業	資本金5,000万円以下、または、従業員50人以下	
	サービス業	資本金5,000万円以下、または、従業員100人以下	
	ソフトウェア業	資本金3億円以下、または、従業員300人以下	
業種	中小企業者であればほとんどの業種が対象となる。		
信用保証料	信用保証協会は、信用保証利用の対価として融資金利と別に信用保証料が必要（保険料ではない）		
保証限度額	一般保証は普通保証の限度額2億円（組合4億円）と無担保保証の限度額8,000万円（組合も同額）の合計2億8,000万円（組合4億8,000万円）		

3. 日本政策金融公庫の国民生活事業（開業資金）

新規開業資金	【対象者】 新たに事業を始める者や事業開始後おおむね7年以内の者 【融資額】 7,200万円以内(うち運転資金4,800万円)	技術・ノウハウ等に見られる者は、一定の要件を満たせば「挑戦支援資本強化特例制度」も利用できる。
女性、若者／シニア起業家支援資金	【対象者】 女性または35歳未満か55歳以上の者で、新たに事業を始める者や事業開始後おおむね7年以内の者 【融資額】 7,200万円以内(うち運転資金4,800万円)	
再挑戦支援資金(再チャレンジ支援融資)	【対象者】 新たに事業を始める者や事業開始後おおむね7年以内の者で、廃業歴等があり、創業に再チャレンジする者 【融資額】 7,200万円以内(うち運転資金4,800万円)	
新創業融資制度(上記制度を利用する場合の特例措置)	【対象者】 「創業の要件 ^{※1} 」「雇用創出等の要件 ^{※2} 」「自己資金の要件 ^{※3} 」をすべて満たす者 ※1 新たに事業を始める者または事業開始後税務申告を2期終えていない者 ※2 雇用創出を伴う事業、現在の勤務企業と同種の事業等の開始 ※3 創業資金の10分の1以上の自己資金が確認できる者 【資金使途】 事業開始時または事業開始後に必要となる事業資金 【融資額】 3,000万円(うち運転資金1,500万円以内) 【担保・保証人】 不要(無担保・無保証)	

(注) 適用利率は、資金使途、返済期間、担保・保証人の有無等によって異なる。

4. 中小企業特定社債保証

対象企業	次の1～3のいずれかに該当する株式会社、特例有限会社、合名会社、合資会社、合同会社 1. 純資産額が5千万円以上3億円未満であり、自己資本比率が20%以上または純資産倍率2.0倍以上、かつインタレスト・カバレッジ・レーシオが2.0倍以上または使用総資本事業利益率が10%以上であること 2. 純資産額が3億円以上5億円未満であり、自己資本比率が20%以上または純資産倍率1.5倍以上、かつインタレスト・カバレッジ・レーシオが1.5倍以上または使用総資本事業利益率が10%以上であること 3. 純資産額が5億円以上であり、自己資本比率が15%以上または純資産倍率1.5倍以上、かつインタレスト・カバレッジ・レーシオが1.0倍以上または使用総資本事業利益率が5%以上であること
保証限度額	4億5,000万円
保証期間	2年以上7年以内

保証人	不要（金融機関が共同保証人となる）
担保	保証金額2億円超の場合は原則必要
保証割合	発行金額の80%（社債発行限度額は5億6,000万円）

4 リスクマネジメントと保険制度

1. 保険の募集・勧誘に際する禁止行為

保険の募集・勧誘に際しては次のような行為が禁止されている。

- ① 虚偽事実を告げる行為、重要な事項の不告知
- ② 告知義務違反を勧める行為
- ③ 告知義務の履行を妨げる行為等
- ④ 不利益事実を告げずにする乗換行為
- ⑤ 特別利益の提供
- ⑥ 誤解を生じさせるおそれのある比較
- ⑦ 保険契約者等の保護に欠けるおそれがあるものとして内閣府令で定める行為

・①～③の行為を行った者

刑事罰の対象（1年以下の懲役または100万円以下の罰金もしくは併科刑）となるとともに、登録取消等の行政処分の対象となる。

・④～⑦の行為を行った者

刑事罰の対象とはならないが、行政処分の対象となる。

なお、銀行等が、取引上の優越的な地位を不当に利用して保険募集をする行為は禁止されている。

2. 保険募集人

(1) 保険募集

保険募集とは、保険契約の締結の代理または媒介を行うこと。

- ・生命保険募集人と損害保険募集人：代理・媒介ともにできる。
- ・保険仲立人（ブローカー）：媒介はできるが代理はできない。

（注）保険仲立人とは、保険会社から独立して保険契約の締結の媒介を行う者。

(2) 一社専属制と乗合

保険募集人は、原則として一社専属制であるが、保険代理店等で保険契約者等の保護に欠けるおそれがない場合には、複数社の乗合が可能。ただし、保険募集の再委託は禁止されている。

(3) 保険募集人の登録

保険契約の募集行為を行う場合は、内閣総理大臣の登録が必要（無登録募集は、1

年以下の懲役または100万円以下の罰金もしくは併科刑)。

3. 保険契約者保護機構

国内で営業を行うすべての保険会社は、生命保険契約者保護機構・損害保険契約者保護機構に強制加入する。

(1) 補償対象契約の補償割合

① 生命保険契約者保護機構

国内の元受保険契約で、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定部分以外について、破綻時点の責任準備金等の90%（高予定利率契約等を除く）。

② 損害保険契約者保護機構

自賠責保険・家計地震保険は破綻後100%補償、火災保険、任意の自動車保険は破綻後3カ月間100%補償、3カ月経過後80%補償となる。

5 生命保険とルール

1. 責任開始期（日）

責任開始期（日）は、「申込み」「告知・診査」「第1回保険料（充当金）の払込み」の3つすべてが完了した日である（保険会社による承諾の日ではない）。

（注）失効後、復活した場合の責任開始期は、復活日となる。

2. 告知義務

(1) 告知義務

保険契約者または被保険者は、保険契約の締結に際し、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち保険会社が告知を求めた事項について、事実の告知をしなければならない（質問応答義務）。告知書による方法と医師の診査による方法がある。

(2) 告知義務違反

故意または重大な過失による告知義務違反があった場合、保険会社は契約を解除することができる。解約返戻金があれば払い戻す。

解除された場合、それまでに発生した支払事由について保険会社は保険金等を支払わないが、告知義務違反と支払事由の発生との間に因果関係がない場合には、保険会社は保険金等を支払う。

(3) 保険会社が解除できない場合

- ① 保険募集人による告知妨害や不告知の教唆まよひまよがあった場合、保険会社は解除できない。
- ② 保険会社が解除の原因があることを知ってから**1カ月間**解除しなかったとき、または、契約日（または復活日）から一般的に2年（保険法上は5年）を経過

したときは、保険会社は解除できない。

3. 失効と復活

猶予期間を過ぎても保険料の払込みがない場合、契約は失効する。失効後、一定期間内に未払保険料を払って契約を元の状態に戻すこと（復活）ができるが、告知または医師の診査が必要となるため復活できない場合がある。

（注）復活後の保険料は、失効前と同じ。

4. 自動振替貸付

解約返戻金の範囲内で保険会社が保険料を自動的に立て替える制度。

（注）保険料の自動振替貸付を受け、保険会社が定めた期間内に、払済保険、延長（定期）保険への変更、保険金額の減額、解約の請求をした場合、自動振替貸付はなかったものとして手続きが行われる。

5. 払済保険、延長（定期）保険への変更

保険料の払込みを中止して、その時点での解約返戻金をもとに保険契約を変更する制度として「払済保険」「延長（定期）保険」がある。これらに変更した場合、付加されていた各種特約は消滅する。

(1) 払済保険

元の契約と同じ種類の保険または養老保険に変更する。変更後の保険金額は、元の契約の保険金額よりも小さくなる。

（注1）「個人年金保険料税制適格特約」を付加した個人年金保険は、一般に、契約後10年間は払済年金保険に変更できない。

（注2）一般に、リビング・ニーズ特約は消滅せず、継続する。

(2) 延長（定期）保険

元の契約の保険金額と同額の定期保険に変更する。一般に、変更後の保険期間は、元の保険期間より短くなる。

（注）解約返戻金が多く、元の保険期間を超える場合には元の保険期間にとどめ、満了日に生存保険金が支払われる。

(3) 復旧

払済保険、延長（定期）保険へ変更後、一定期間内であれば、復旧部分の積立金の不足額を払い込むことで、変更前の契約に戻すこと（復旧）ができるが、告知または医師の診査が必要となるため復旧できない場合がある。

6 生命保険の商品

1. 総合福祉団体定期保険

主契約の団体定期保険に、ヒューマン・バリュー特約や災害総合保障特約を付加することが可能な保険。保険料は全額法人負担。告知書扱い。被保険者の同意が必要となる。

主契約	死亡保険金受取人は、役員・従業員の遺族とするのが一般的であるが、被保険者の同意があれば法人を受取人とすることもできる。死亡保険金受取人が法人である場合、保険金の請求手続の際に、被保険者の遺族の同意が必要である。
ヒューマン・バリュー特約	役員・従業員の死亡による法人の経済的損失に備えるための特約。特約を付加するためには、被保険者となる者の同意が必要である。死亡保険金の受取人は法人に限定されている。
災害総合保障特約	不慮の事故による災害時に、障害・入院給付金が支払われる。給付金の受取人は、一般的に役員・従業員であるが、法人とすることもできる。

2. 財形貯蓄（勤労者財産形成貯蓄）

財形貯蓄とは、勤労者が事業者の協力を得て給与天引きで行う貯蓄のこと。

財形貯蓄には、**一般財形貯蓄**、**財形住宅貯蓄**、**財形年金貯蓄**の3種類があり、財形住宅貯蓄と財形年金貯蓄には、一定限度額まで利息が非課税になる特典がある。

一般財形貯蓄の利息相当分には20.315%（所得税15.315%、住民税5%）の税金がかかり、金融機関で20.315%が天引き（源泉徴収）される。

財形貯蓄商品は**貯蓄型**と**保険型**に区分され非課税の限度額に違いがある。

- ・**貯蓄型**：銀行・証券会社等の財形貯蓄商品
- ・**保険型**：保険会社の財形貯蓄商品（生命保険料控除の対象とならない）

生命保険会社を取り扱う一般財形、財形住宅、財形年金はいずれも、保険期間中（財形年金については年金開始前）に被保険者が**不慮の事故で死亡**した場合、**払込保険料累計額の5倍**相当額が災害保険金として支払われる。

7 損害保険と法律

1. 自動車事故と損害保険

(1) 自動車損害賠償保障法（自賠法）

加害者に、無過失責任に近い責任を負わせている。

(2) 自動車賠償責任保険（自賠責保険）

加入せずに自動車を運転した場合、1年以下の懲役または50万円以下の罰金が科さ

れる。

- ① 補償対象：対人賠償事故のみ
- ② 保険金等の請求方法

被害者請求と加害者請求の2つがある（仮渡金は加害者請求はない）。

本請求	すべての治療が終わってからまとめて請求すること
内払金請求	治療中に治療費などを請求すること
仮渡金請求	被害者の当座の出費に充てるために被害者が請求すること

- ③ 補償内容（被害者1名ごとの支払限度額）
 - ・ 傷害 最高120万円 ・ 後遺障害 最高4,000万円 ・ 死亡 最高3,000万円
 - （注）被害者に70%以上の過失がある場合、保険金額は減額される（重過失減額）。
- ④ 親族間事故

父母、配偶者、子に対する法律上の損害賠償責任は、民間の各種賠償責任保険では補償されないが、自賠責保険では、被害者が運行供用者または運転者の地位にいない場合は、他人となり、保険金の支払対象となる。

(3) 政府による自動車損害賠償保障事業（政府保障事業）

ひき逃げ事故や無保険車にひかれた被害者救済のため、被害者は自動車損害賠償保障事業に対して直接請求して補償を受けることができる。

- ① 損害のてん補請求

被害者請求のみ（内払金請求、**仮渡金請求の制度はない**）

- ② 補償内容

支払限度額は、自動車賠償責任保険と同様

（注）被害者が社会保険制度等から給付を受けた場合や、加害者から支払いがあった場合は、その**金額が差し引かれる**。

(4) 時効

保険金請求権の時効（2010年4月1日以後の事故の場合）

自賠責保険	加害者請求	被害者に損害賠償金を支払ったときから3年
	被害者請求	<ul style="list-style-type: none"> ・ 傷害 事故発生日から3年 ・ 後遺障害 症状固定日から3年 ・ 死亡 死亡日から3年
自動車損害賠償保障事業（政府保障事業） ※損害のてん補請求権		<ul style="list-style-type: none"> ・ 傷害 事故発生日から3年 ・ 後遺障害 症状固定日から3年 ・ 死亡 死亡日から3年
任意の自動車保険（対人・対物）		法律上の損害賠償責任の額が示談・判決などにより確定したときから3年

- (注1) 治療が長引いたり、加害者と被害者の話し合いがつかないなど3年以内に請求できない場合、時効の更新ができる。仮渡金や内払金が支払われたときも、時効が更新する。
- (注2) 自動車損害賠償保障事業（政府保障事業）では、時効の更新はできない。

2. 失火等責任法

(1) 失火等により隣家を焼失させた場合

原因	隣家への賠償	家主への賠償
軽過失による失火	失火責任法が適用されて、損害賠償責任を負わない	損害賠償責任を負う (民法の債務不履行責任)
・重過失または故意による失火 ・爆発による損壊	失火責任法は適用されず、損害賠償責任を負う (民法の不法行為責任)	

8 損害保険商品

1. 地震保険

(1) 火災保険の地震火災費用保険金

火災保険では、地震・噴火・津波を原因とする火災により、建物・家財が所定の損害額以上の損害を受けた場合に、地震火災費用保険金（保険金額の5%で上限は300万円）が支払われる。

(2) 地震保険の補償対象

地震・噴火・津波を直接または間接の原因とする火災・損壊・埋没・流失による損害（全損・半損・一部損）を補償。なお、2017年1月始期分より半損は大半損と小半損に細分化された。

(注) 紛失、盗難による損害は対象外。

(3) 地震保険の「保険の対象」

居住用建物（店舗併用住宅含む）および家財（生活用動産）

(注1) 区分所有建物の共有部分も契約することができる。

(注2) 通貨、有価証券、1個または1組の価値が30万円超の貴金属、骨董品、書画等は含まれない。

(4) 地震保険の保険金額

火災保険の保険金額の30～50%、かつ、建物5,000万円、家財1,000万円が限度。

(5) 加入方法

- ・火災保険に新規加入する場合、原則自動付帯となるため、加入を希望しない場合、「付帯しない」旨の確認印が必要。

- ・保険期間は、短期（1年）および長期（2～5年）となる。
- ・火災保険の保険期間が5年超の場合、付帯する地震保険の保険期間は、1年の自動継続または5年の自動継続となる。
- ・既加入の火災保険に中途付加できる。

(6) 地震保険の保険料

構造（イ構造・ロ構造の2区分）と所在地（都道府県による等別区分は3区分）によって保険料が異なる。保険会社によって保険料が異なることはない。

〈保険料の割引制度〉

「建築年割引」「耐震等級割引」「耐震診断割引」「免震建築物割引」の4つの割引制度があるが、重複適用はできない（2014年7月以降の始期から最高50%の割引率）。

2. 自動車保険（任意保険）

ノンフリート契約	フリート契約
<p>契約者が所有・使用する契約台数が、他の保険会社での契約台数を含めて9台以下の場合をいう。ノンフリート契約に適用する無事故割引（割増）の等級をノンフリート等級（1等級～20等級[※]）という。</p> <p>※ 等級が高いほど割引率も高い。</p> <p>契約期間中の事故の有無などにより、新契約の等級が決定し、事故の有無に応じて「無事故係数」と「有事故係数」に区分される。</p> <p>①対人・対物事故により自動車保険を使用した場合、3等級ダウン事故：3等級下がる。</p> <p>②台風や洪水、盗難、いたずら、落書、窓ガラスの破損などにより車両保険を使用した場合、1等級ダウン事故：1等級下がる。</p>	<p>保険契約者が所有し自ら使用する自動車保険契約（1年以上の契約、リースカー契約を含む）の総付保台数が10台以上となった場合、必ずフリート契約者として登録を申請しなければならない。</p> <p>異なる複数の保険会社に分割して付保されている場合も合計する（共済は含まない）。</p> <p>①基本保険料は、運転者年齢条件は適用されず、用途車種別基本保険料を適用する。</p> <p>②割増・割引は、契約者単位で、一定の期間における損害率を計算して適用する優良割引率、第一種デメリット料率がある。</p> <p>③10台以上の所有・使用自動車を1保険証券で同時に付保する場合、フリート多数割引が適用される。</p>
<p>基本的に用途車種、保険種類、料率クラス、車両の装置・装備、保険金額、免責金額などによって決定され、さらに、現在一般に採用されているリスク細分型保険では、年齢、運転免許証の色、使用目的、年間走行距離、地域等により細分化している。</p>	
<p>車両保険の保険料は、補償の範囲の違いにより「一般条件」「車対車+A」等と呼ばれるタイプに分類され、条件が同一であれば「一般条件」の保険料が最も高い。</p>	

自動車を廃棄・譲渡した場合や海外渡航（一時的に被保険自動車を所有または使用しない）ときは保険契約の「中断制度」がある。「中断制度」は、一定の条件を満たす場合、中断前のノンフリート等級を中断後の保険契約に対して適用できる制度である。

9 保険料と税金

1. 生命保険料控除

(1) 一般の生命保険料控除

保険金受取人が契約者、配偶者またはその他の親族（6親等以内血族と3親等以内姻族）である保険が対象。

(注1) 財形貯蓄保険は対象外。

(注2) 自動振替貸付によりその年中の払込分として充当された保険料は対象。

(2) 個人年金保険料控除

以下の要件をすべて満たし、「個人年金保険料税制適格特約」を付加した個人年金保険が対象。

(注) 変額個人年金保険は対象外。

- ① 年金受取人が保険契約者または配偶者であること。
- ② 年金受取人と被保険者が同一であること。
- ③ 保険料払込期間が10年以上（一時払は除く）であること。
- ④ 年金種類が確定年金・有期年金の場合、年金受取開始年齢が60歳以上で、かつ年金支払期間が10年以上であること（終身年金の場合は年金受取開始年齢要件はない）。

(3) 控除額（2011年12月31日までに締結した契約）

所得税	各適用限度額はそれぞれ5万円、合計適用限度額は10万円
住民税	各適用限度額はそれぞれ35,000円、合計適用限度額は7万円

(4) 2012年以降の生命保険料控除

2012年1月1日以後に締結する契約（更新・中途付加含む）から、「一般の生命保険料控除」「個人年金保険料控除」「介護医療保険料控除」となり、その適用限度額は以下のとおり。

所得税	各適用限度額はそれぞれ4万円、合計適用限度額は12万円
住民税	各適用限度額はそれぞれ28,000円、合計適用限度額は7万円

新制度と旧制度ともに適用がある場合、新制度の適用限度額が上限となる。最高限度額は、所得税12万円、住民税7万円となる。

2. 地震保険料控除

居住用家屋・生活用動産を保険の対象とする地震保険が対象。

(1) 控除額

所得税	地震保険料の全額（適用限度額50,000円）
住民税	地震保険料の2分の1（適用限度額25,000円）

(2) 旧損害保険料控除

2006年までに契約した長期契約（保険期間10年以上で満期返戻金が支払われる損害保険契約）は、旧損害保険料控除（所得税は最高15,000円、住民税は最高10,000円）を適用できる。

ただし、地震保険料控除と重複する場合、所得税は地震保険料控除と合わせて最高5万円、住民税は地震保険料控除と合わせて最高25,000円となる。

（注）旧損害保険料控除の対象となる契約に地震保険が付帯されている場合、地震保険料控除と旧損害保険料控除のいずれか一方を選択することとなり重複適用は受けられない。

10 法人契約と経理処理

1. 生命保険料の経理処理

(1) 定期保険および第三分野の保険の取り扱い（概略）

2019年7月8日以後（最高解約返戻率50%以下：原則、保険料は全額損金算入）

	最高解約返戻率		
	50%超 70%以下	70%超 85%以下	85%超
資産計上期間	保険期間の当初40%		最高解約返戻率となる期間*
資産計上	40%を資産計上	60%を資産計上	1年目から10年目 保険料×最高解約返戻率の90% 11年目以降 保険料×最高解約返戻率の70%
損金算入	60%を損金算入	40%を損金算入	上記の残額
資産計上額の 取り崩し	保険期間の当初75%に相当する期間経過後から保険期間終了まで均等に取り崩し損金算入		解約返戻金相当額が最も高い期間経過後から保険期間終了まで均等に取り崩し損金算入

※ $\frac{\text{解約返戻金相当額} - \text{直前期間の解約返戻金相当額}}{\text{年換算保険料相当額}} > 70$ があるときは最も遅い期間

(注) 「資産計上期間」経過後の保険料は、保険期間の経過に応じて損金算入

なお、当該通達の適用に伴い商品ごとの個別通達は廃止される。しかしながら、既契約についてはこれまでの商品ごとの個別通達の適用対象保険契約に係る経理処理は継続される。

(2) 長期平準定期保険（2019年7月7日以前に締結した契約）

対象となる保険契約	前半6割期間	後半4割期間
保険期間満了時における被保険者の年齢>70 かつ、 被保険者の契約時年齢+ 保険期間×2>105	1/2 損金算入 1/2 資産計上	各年の保険料は全額損金算入。資産計上した前払保険料を残存期間内で均等に取り崩し損金算入

(3) 遡増定期保険（2008年2月28日以降2019年7月7日以前に締結した契約）

	対象となる保険契約	前半6割期間	後半4割期間	備考
①	保険期間満了時における被保険者の年齢>45	1/2 損金算入 1/2 資産計上	各年の保険料は全額損金算入。資産計上した前払保険料を残存期間内で均等に取り崩し損金算入	②③を除く
②	保険期間満了時における被保険者の年齢>70 かつ、 被保険者の契約時年齢+保険期間×2>95	1/3 損金算入 2/3 資産計上		③を除く
③	保険期間満了時における被保険者の年齢>80 かつ、 被保険者の契約時年齢+保険期間×2>120	1/4 損金算入 3/4 資産計上		—

(注) (2)(3)とも前半期間を計算する際の1年未満の端数切捨て。

(4) 養老保険・ハーフトックスプラン（2分の1養老）

契約者	被保険者	死亡保険金 受取人	満期保険金 受取人	経理処理
法人	従業員・役員	法人	法人	資産計上
法人	従業員・役員	被保険者の遺族	被保険者	給与
法人	従業員・役員	被保険者の遺族	法人	1/2資産計上 1/2損金算入

死亡保険金受取人：遺族、満期保険金受取人：法人とし、役員・従業員を全員加入（普遍的加入が原則）することで**保険料の2分の1を福利厚生費として損金算入**できる。

ただし、役員・部課長・その他**特定の者のみを加入**させる場合は、福利厚生費とはならず、被保険者の**給与・報酬**となる。

2. 保険金と圧縮記帳

工場など事業用固定資産が全焼し、法人が受け取った火災保険金で新しい工場を代替取得する場合には、一定要件を満たせば保険差益に課税されず課税を繰り延べることができる。

(1) 圧縮限度額

- | | |
|---------------------------------------|---|
| ① 保険差益 | $= \text{保険金} - (\text{建物等の損失発生前の帳簿価額のうち被害部分相当額} + \text{支出費用}^*)$ |
| ※ 支出費用とは、取壊し費、焼跡の整理費など（見舞金や賠償金は含まれない） | |
| ② 圧縮限度額 | $= \text{保険差益} \times \frac{\text{代替資産の取得に充てた保険金(分母の金額が限度)}}{\text{保険金} - \text{支出費用}}$ |

保険差益のうち圧縮限度額を損金算入し、その額を保険金で購入した新たな資産の帳簿価額から減額する。

(2) 留意点

- ・ 保険金で購入する代替資産が被災した資産と同種であること。
- ・ 固定資産が被災した日から3年以内に保険金が支払われることが確定していること。
- ・ 圧縮記帳の対象は、法人所有の固定資産に限られる（個人所有不可、棚卸資産不可）。
- ・ 保険金等の額が確定する前に、代替資産を取得した場合には、保険金等の額が確定した日の属する事業年度において圧縮記帳の適用対象となる。
- ・ 車両保険の保険金で代替車を取得した場合も圧縮記帳が認められる。

